

令和7年第2回南関町議会定例会（第1号）

令和7年3月3日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について（4番 西田議員・5番 山口議員） |
| 日程第2 | 会期決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告について |
| 日程第4 | 議案第9号 南関町敬老年金給付条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第10号 南関町職員の育児休業等に関する条例及び南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第11号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第12号 令和6年度南関町一般会計補正予算（第8号）について |
| 日程第8 | 議案第13号 令和6年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について |
| 日程第9 | 議案第14号 令和6年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第10 | 議案第15号 令和6年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第11 | 議案第16号 令和6年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第12 | 議案第17号 令和6年度南関町下水道事業補正予算（第4号）について |
| 日程第13 | 議案第18号 令和7年度南関町一般会計予算について |
| 日程第14 | 議案第19号 令和7年度南関町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第15 | 議案第20号 令和7年度南関町介護保険事業特別会計予算について |
| 日程第16 | 議案第21号 令和7年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第17 | 議案第22号 令和7年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について |
| 日程第18 | 議案第23号 令和7年度南関町下水道事業予算について |
| 日程第19 | 議案第24号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について |
| 日程第20 | 議案第25号 熊本市及び南関町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について |
| 日程第21 | 議案第26号 工事請負契約の締結について |
| 日程第22 | 議案第27号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |

日程第 2 3 議案第 2 8 号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

日程第 2 4 議案第 2 9 号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

日程第 2 5 委員会提出議案第 1 号 南関町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第 2 6 一般質問

① 10 番 山口議員 ② 6 番 中村議員

2. 出席議員は次のとおりである。(12 名)

1 番 福 山 美 佳 君	2 番 伊 藤 博 長 君
3 番 矢 野 修 一 君	4 番 西 田 恵 介 君
5 番 北 原 浩一郎 君	6 番 中 村 正 雄 君
7 番 杉 村 博 明 君	8 番 井 下 忠 俊 君
9 番 境 田 敏 高 君	10 番 山 口 純 子 君
11 番 立 山 比呂志 君	12 番 立 山 秀 喜 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名 (12 名)

町 長 佐 藤 安 彦 君	副 町 長 坂 田 浩 之 君
教 育 長 永 杉 尚 久 君	総 務 課 長 嶋 永 健 一 君
税務住民課長 武 田 博 君	まちづくり課長 田 代 由 紀 君
福 祉 課 長 多田隈 志 保 君	健康推進課長 猿 渡 隆 史 君
経 済 課 長 武 田 信 幸 君	建 設 課 長 田 口 明 君
教 育 課 長 城 野 和 則 君	会 計 管 理 者 田 中 龍 城 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

議会事務局長 福 山 光 明 君 書 記 山 下 飛 鳥 君

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。

ただいまから令和7年第2回南関町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程等は御手元に配付のとおりです。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番議員、5番議員を指名します。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については、本日から3月7日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月7日までの5日間とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の1点は、例月出納検査報告及び令和6年度第二回定期監査の報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第14条の規定により、監査委員の良田和彦君、立山比呂志君より、令和6年度11月分、12月分、令和7年1月分の水道検査結果及び令和6年度第二回定期監査の結果について報告がなされています。内容については、その写しを御手元に配付していますので、これを省略します。

報告2点目は、委員会報告についてです。

文教厚生常任委員会委員長より委員会の研修報告が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎君。

○文教厚生常任委員会委員長（北原浩一郎君） おはようございます。行政視察を行いましたので、その報告をいたします。

令和7年2月26日、委員会研修報告書。

南関町議会議長、立山秀喜様

文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎。

議員研修の概要を下記のとおり報告いたします。

1日目

1、日時、令和7年1月28日火曜日、13時30分から15時20分、

2、研修先、長崎県長与町（面積28.73km² 人口令和6年12月末時点39,476人）

3、参加者、北原浩一郎、福山美佳、中村正雄、井下忠俊、山口純子、立山秀喜、猿渡健康推進課長、城野教育課長、以上8名

4、長与町出席者、教育委員会より学校教育課長、指導主事の2名、健康保険課健康増進係よ

り2名

5、内容、長与町は長崎市と隣接し、大村湾に面した特産品のみかんをはじめ、いちじく、オリーブ、レモンなどが栽培される自然豊かな町である。本町の4割ほどの面積ながら、町内にJRの駅が4駅あり、交通利便性の高さと子育て環境や教育環境の充実が大きな魅力となっており、長崎県内の町としては最大の人口を維持している。今回は、住み続けたい町の魅力の要素となっている教育施策面から町独自の①英語教育、②ふるさとキャリア教育、③「ながよ検定」について、また、平成30年より運用されている④健康ポイント事業について研修をした。英語教育の国際コミュニケーション活動は、夏休みの複数日間、町内3校の中学1年生全員を一堂に集めて行う英会話体験活動のことで、令和6年度は、近隣自治体からのALT23人の応援のもとオールイングリッシュ（日本語禁止）で軽スポーツを体験したとのこと。英語の学力を上げることよりも英語に親しむことをこの活動の目的としているが、まだまだ試行錯誤の中にあるということであった。英会話習得は簡単ではないけれども、様々なプログラムを用意し、そこに挑戦する教育委員会の子ども達への思い、期待を感じる活動と感じた。

① キャリア教育においては、町内3中学校とともに長崎県教育委員会研究指定校になるほど積極的に取組まれている。一つの中学校は株式会社を作って梅干し販売をするなどして、今でも起業体験学習を継続しているとのこと。面白い取り組みである。またキャリア教育の推進には、まちづくり課との連携によるところが大きいとのことである。当町においても然り。郷土愛を育みながらのキャリア教育をさらに推進して頂きたい。

② 「ながよ検定」とは、子どもたちの基礎学力の育成・向上を図り、家庭学習の習慣化、「やればできる」という意欲・チャレンジ精神の育成を目的として、数十年続いている歴史ある検定であるとのこと。科目は、小学生が漢字と計算の2科、中学生は英語が加わり3科。長期休暇明けに試験を受けて80点で合格、次の級に進めるというもので、小学1年の18級から中学3年の1級をめざし、全児童・生徒が毎回受験している。学力も県平均を常に上回っているという成果をお聞きし、個人の先生ではなく、学校単位でもなく、教育委員会主導により全町全校で実施していることに意義がある。基礎基本の定着あってこそその学力である。児童・生徒が平等に挑戦する環境があり、目標に向かって学ぶ機会が用意されていることの有り難さ、幸せを実感する親世代は多いのではないかと思います。これまで公営の無料塾の開設を求めていたが、目からうろこの取り組みであった。このような事業の検討を求めるものである。

③ 健康ポイント事業は、町民の健康寿命の延伸を図ることを目的とし、健康づくりへの関心を高めることや健康づくり活動の習慣化を支援すること、町全体の健康づくりの気運を高めることなどを目標として、平成30年から事業開始。メニュー豊富な健康づくりイベントやウォーキングイベントが用意され、参加することで「県ポイント」や「町チケット」を獲得できるものとなっている。令和5年度から長崎県公式アプリを活用して実施中である。当町もこれから健康ポイント事業を始めるに当たり、大いに参考にされ、誰もが簡単に参画できるような、より良い事業内容となることを期待するものである。

2日目

1、日時、令和7年1月29日水曜日、10時から12時

2、研修先、長崎県佐々町、総合福祉センター（面積32.26km²、人口令和7年1月1日時点13,912人）

3、参加者、長与町と同じ8名

4、佐々町出席者、淡田邦夫議長、平田康範副議長、松尾直美多世代包括支援センター長、他11名

5、内容、佐々町は、長崎県の北部にあり、平成の大合併により周辺を佐世保市に囲まれている。南関町と同様、単独を選択した町である。大正から昭和にかけては炭鉱により人口が急激に増加したが、昭和44年の閉山後過疎化が進んだ。現在は、平成23年に西九州自動車道佐々インター開通により、県北地域を結ぶ交通の要所として発展を続けている。近年では基幹産業である農業を中心とし、商業の町へと変貌しつつある。人口は、定住化促進の効果もあり、ほぼ横ばいとなっている。

当町の子育て支援については一定の評価を得るも、少子化は止まらないどころか、加速している現状にある。若い世代が安心して子育てをし、また、町外から見ても南関町で子どもを育てたいと思える町にしていくための定住化促進策について調査研究をするため、今回は、人口維持を続けている佐々町（昨年度286名増）。妊娠期から切れ目ない支援をされている、その支援策と運営内容について研修した。

① 地域共生社会にむけた「地域まるとケア」について

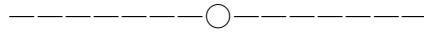
健康相談センター、子育て世代支援センター、地域包括支援センター、障害相談支援センターを、総合福祉センターという一つの建物に集約し、さらに、社会福祉協議会も同じ建物に設置している。一階にある地域子育て支援拠点「ぷくぷくクラブ」は、屋根のある公園として、週3回、開放されており天気や天候を気にせず保護者と幼児が遊ぶことができ、保護者同士の情報交換の場として活用されていた。また、この拠点の中には、急な用事などの際に、乳幼児の一時預け先として利用できる場所にもなっている。二階では、ボランティアスタッフの見守りの中、たくさんの高齢者が体操をしながら楽しそうに会話をしているところがとても印象に残った。地域まるとケアを掲げる総合福祉センターは、視察当日も赤ちゃんから高齢者までたくさんの方の利用があり活気があった。南関町に置き換えると、子どもの丘保育園にある子育て支援センターメイプル、健康推進課内に設置されている地域包括支援センター、保健センター、また、福祉課内の子ども家庭センターと福祉係、更に、社会福祉協議会も同じ建物にあるということになる。佐々町でも、令和3年まで各センターは、庁舎内の担当課や出先機関にあったとのことだが、令和4年に統合し、地域共生社会の実現に向かった。当町でも、持続可能なまちづくりを目指しており、協働のまちづくりを進める中、住民の生活動線を考えた施設の配置、事業やサービスの一本化を検討していく時期なのではないだろうかと考えさせられた。

② 「佐々っ子応援団」の取組について

学校、家庭、地域（町内会長会、婦人会、家庭、老人会、民生委員）の三者が連携し、「あいさつ日本一、マナーアップ運動」を掲げ、子ども達の登下校や、学校の支援活動を行い、子どもを核とした地域づくりを行っている。さらに、町長、教育委員、社会教育委員の皆さんが運動に賛同し活動し、商工関係者等も見守り活動を行っている。運動啓発ポスターの作成や、「佐々っ子応援団」の広報誌の発行をして、周知活動を行っている。

子どもを中心とした、社会共生の実現により人口増を実現した佐々町の独自の支援事業や、定住化促進策に繋がるきめ細やかな母子保健・療育事業については大いに参考になる。町に必要な事業については担当課に提案要望していく。

以上です。



○議長（立山秀喜君）　ここで町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君）　皆様、改めましておはようございます。

令和7年第2回南関町議会定例会の開会にあたり、いわゆる令和6年度補正予算案、令和7年度当初予算案、その他諸議案の御審議をお願いいたしますとともに、本定例会で施政方針を申し述べ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。昨年はここ数年にはなく、梅雨時期の集中豪雨や台風等による災害等が少なく穏やかな年であったように思います。また、町の特産物である南関米や栗、野菜等も無事に収穫され、特に米の価格も平成に入ってから、不作の影響もあり平成5年の1俵2万円が最高でしたが、30年以上ぶりに2万3,000円と過去最高額に上昇したところであります。しかし本年も1月13日に宮崎県日向灘を震源地として発生した地震のように、九州各県を初め全国では、毎年大きな災害が発生しておりますので、いま1度、全国で発生している災害がよそ事でないことを肝に銘じながら、防災管理体制を確実なものにしていかなければならないと考えております。発生から5年になります新型コロナウイルス感染症につきましては、現在落ちついてはいるものの、季節性インフルエンザとあわせての要望も必要であり、この5年余りで、私たちを取り巻く環境や経済状況も大きく変わり、食品や燃料をはじめ、全てのものの物価高も続いており、安心して暮らすには難しい時代になっておりますので、町としても引き続きの対策を図っていきたいと考えております。

さて国においては、2020年人口移動報告が発表され、この中で、一時は緩和された東京1極集中が再び進行し、感染拡大前の水準に戻っており、特に15歳から24歳までの若い世代の東京への転入超過は7万8,356人と群を抜いています。TSMCの工場建設により大きな人の動きがある熊本県でさえも、県全体では1,540人の転出超過となっております。また、2024年の外国人を除いた出生数も1899年の統計開始以降最少だった23年の72万7,288人から、5.5%減少し、69万人程度となるようです。国立社会保障人口問題研究所が23年に公表した将来推計では、24年の出生数は75万5,000人で、75万70万人を切るのはあるのは38年と見込まれていました。全国での人口移動や出生数の減少などの厳しい状況は、南関町においても全く同じであり、国が進める地方創生の動きをしっかりと収集し、活用し、町独自の政策強化を図る必要があります。また、国では昨年の10月に実施された衆議院議員総選挙により、与党の過半数割で厳しい国会運営となっており、年収103万円の壁や、高校教育無償化、選択的夫婦別姓法案などと、予算案修正も含めてどうすれば当初予算を可決できるかが大きな焦点でもありました。

更に、アメリカ合衆国のトランプ大統領が再就任したことにより、日米安保や貿易などの大きな問題がどう進むかにより、国や国民の皆さんの不安が高まることも考えられます。このようなときであるからこそ、国民の生活を第1に、引き続き地方の活性化が図れるような、地方創生等の取組をしっかりと行っただき、誰もが安心して暮らせるような政策を進めていただきたいと願うものであります。

さて国においては、閣議決定されている令和7年度一般会計予算案については、社会保障関

係費や防衛費の増加により、前年比2.6%増の115兆5,415億円と、3年連続で110兆円を超え、過去最高を更新しました。歳入では、税収が法人税や消費税等が好調なことから、12.7%増の78兆4,400億円と、過去最高を最高額を計上し、新規国債発行額は17年ぶりに30兆円を下回る水準となっています。歳出では、社会保障関係費、防衛費に加え、物価に負けない賃上げの実現や構造的な変化と社会課題に対応するための子ども政策、デジタルDX、減災防災対策等への充実に向けた施策に重点配分されております。歳出の主要経費別では、社会保障関係費が1.5%増の38兆2,778億円と、これまで同様、過半を占めており、防衛関係費、公共事業関係費、国土強靱化関係予算、文教科学振興費等が大きな予算額となっています。

町として1番気になる地方交付税総額は1.6%増の18兆9,574億円となりましたが、財政不足を補うために発行する臨時財政対策債の発行額は、平成13年度の制度創設以来初めてゼロとなっております。中でも子ども未来戦略に基づく子ども子育て政策を本格的に実行するため、児童手当の拡充、地域の実情に応じた子ども子育て支援仕事と、子育てなど、誰でも無理なく安心して子育てができる社会の転換等へは、7兆3,270億円が計上されております。DX調整関係については、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決、魅力向上の取組を、加速化、深化する観点から、観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や、拠点施設の整備など、各地方公共団体の意欲的な取組を支援するためのデジタル田園都市国家構想交付金には、前年度比20%増の1,200億円が計上されています。

このような中で、本町の人口は令和7年1月末で8,636人と前年の1月末より200人の減となっており、高齢化率も42%となり、町の継続的な発展のためには行財政改革による無駄の排除、さらなる自主財源の確保に努めなければなりません。今年度も地方交付税配分額は確保される見込みではありますが、柔軟に対応できる財政構造の構築と、うから館の改修はありますが、元役場、公民館の建物、跡地の整備、農村広場整備などと、多額の予算を伴う案件もあるため、今後も中長期的な計画を見据えた事業の展開が必要となります。令和7年度も地方交付税や町税収入の安定した確保は見込めますが、厳しい状況が続くことには変わりはなく、地域住民の皆様方が安全安心で心豊かに暮らせるような質の高い行政運営を行っていくことは、行政の責務であり、信頼される自治体として分権時代にふさわしい行政サービスの提供に努めていきたいと考えております。本年度もいつ政策の転換が行われるか分からない、国県の動き等も含めて、柔軟かつ弾力的に対応しつつ、最小の経費で最大の効果を上げることができるよう事業を推進するとともに、住民福祉の向上に努めてまいります。

そこで、今回御提案申し上げます令和7年度一般会計予算でございますが、歳出全般にわたり細部までの検討を行い、経営の効率化、コストの削減を念頭に置きながら歳出の抑制に努めるとともに、今必要な事業に投資をする中で、目的に沿った費用対効果を重視し、重要政策課題に重点を置いた編成を行ったところでございます。令和7年度南関町一般会計予算の総額は69億5,678万7,000円で、昨年度と比較しますと、7.9%、5億飛び905万1,000円の増額となっております。増額となりました主な要因は、総務費の旧庁舎公民館解体事業、2億とび952万8,000円。基幹系システム標準化共通化対応委託料6,878万8,000円。町長町議選挙費3,000飛び14万3,000円など、計3億3,18

9万2,000円の増となり、民生費でも障害者総合支援給付金費が、前年度より4,990万4,000円増の3億9,754万8,000円。障害児通所支援給付費が前年度より3,640万4,000円増の1億2,607万2,000円。児童措置費、児童手当が前年度より6,718万円増の1億8,360万円など、計1億9,547万7,000円の増で、総務費、民生費の前年度から増額となった合計額が5億2,736万9,000円となっているためであります。

その他の議案の提出については、南関町敬老年金給付条例の全部を改正する条例の制定について、南関町職員の育児休業等に関する条例及び南関町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのほか、条例の一部改正についてが1件、令和6年度南関町一般会計補正予算についてのほか、各特別会計補正予算についてが4件、令和6年度南関町下水道事業補正予算について、令和7年度南関町一般会計予算についてのほか各特別会計予算についてが4件、令和7年度南関町下水道事業予算について、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本、広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、熊本市及び南関町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協定の締結について、工事請負契約の締結について、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてが3件を提案しています。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和7年度の主要な施策について申し上げます。

まず総務課では、調整70周年を祝う記念事業をリニューアルした多世代交流施設、うからのグランドオープンと合わせた企画を計画しており、先達の残された功績をたたえとともに、次の世代へつなぐ。これからの南関町を考えるよい機会ととらえ、子どもから大人までが参加できる内容としています。また5年に1度の国勢調査の年であり、町民の皆様にもお手数をおかけしますが、御協力よろしくお願いいたします。財政運営の健全化、行政義務、行政事務の効率化としては、町のデジタル推進計画に基づき運用を開始している公式LINEを活用し、道路損傷や土砂災害等の相互通報機能や電子申請等の機能拡充を図り、住民の皆さんの利便性の向上に努めるとともに、町民一人一人がデジタル化の恩恵を享受できる、享受することはことで、豊かさを実感できる、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、スマートフォン等のデジタル機器の操作研修等に引き続き取り組んでまいります。

また、町民の皆様が将来に希望を持って暮らしていただける安全安心なまちづくりを実現するために、第6次行政改革大綱アクションプログラムの遂行に努めます。その中では、質の高い行政サービスの提供と持続可能な地域社会の形成を目指し、職員の質の向上を図るため、階層別研修や専門研修、時勢に応じた職員研修に取組、職員の能力向上及び行政課題や職場環境の改善に向けた意識改革を行い、町民の皆様から信頼され、活躍できる職員となるよう、その育成に取り組んでまいります。また、退職の状況や年齢構成等を考慮し、本町が必要とする職員像に合致する人材を採用するため、受験資格や試験時期など柔軟な見直しを行い、幅広くすぐれた人材の確保に努めます。

財政運営につきましては、近年の物価高、物価高騰による様々な経費の増加、旧庁舎解体事業やPFI事業などの大型事業が控えていることから、厳しい状況が見込まれま

す。また、公債費がピークを迎えているため、今後は、交付税措置が有利な地方債の発行を基本とし、新規発行を元金償還以下に抑えるなど、健全な財政運営に努めてまいります。

防災関係では、年々激甚化する災害に備え、地域防災計画に基づき、関係機関との連携を密にし、確実な情報伝達に努めるとともに、災害時に迅速に対応できるよう、訓練を計画的に実施します。また、全地区に組織されている自主防災組織の充実に努め、自助共助意識の高揚を図るとともに、各組織での地区防災計画の策定に向けた支援を引き続き行い、防災に対する意識の高揚を図ります。

最後に、ふるさと応援寄附金については、昨年12月比で前年より7%の増額となっており、最終的には昨年度の寄附額を上回ると見込んでおりますが、近隣市町に比べ低い水準にあるため、ニーズ調査等を行い、返礼品のさらなる魅力アップを図るための新たな取組を行うこととしております。

次に、まちづくり課関係では、町内四つの小学校区を基本とし、地域が持つそれぞれの特性を生かしながら、南関町全体が持続可能なまちづくりを進めるための指針として作成した、南関町地域未来構想を実現するために、令和4年度から南関町のまちづくりに資する公益的な事業を住民の方が自ら行う南関町住民が提案型事業と地域のにぎわいと交流の場の創出を図る。南関町マルシェ開催事業への補助を行っており、各地域でそれぞれの団体による事業の実施により、協働のまちづくりと地域活性化が図られております。住民提案型事業につきましては、令和6年度からは新たに、町が設定した特に住民と連携し取り組むテーマ設定タイプを設け、通常タイプ2件、テーマ設定タイプが2件の合計4件、マルシェ開催事業につきましては、令和6年度4件が実施されました。今後も、より多くの方に事業を実施、あるいは事業に関わっていただき、町の活性化につなげたいと考えております。

うから館につきましては、集会交流機能と飲食機能、図書館機能に広場を備えた多世代交流拠点施設として生まれ変わるため、現在改修工事を行っており、愛称をローマ字表記の u k a r a としてリニューアルし、令和7年6月に集会交流施設のプレオープン。10月8日トッパの日をランドオープンとし、カフェの開業と新図書館、この道の開館に向けた準備を進めてまいります。

定住の促進につきましては、第3期住んでよかったプロジェクト推進事業が令和7年度までの計画期間であることから、令和6年度に現在取り組んでいる事業の検証作業を行っており、総合振興計画の基本構想の将来像である新しい空間と暮らしの中で、あらゆる挑戦を支える町南関の実現のため、令和7年度に第4期に取り組むプロジェクト事業の取りまとめを行います。が、小学生の給食費の無償化については、物価高や出生数の減等もあり、先行しての対応が必要であると考え、令和7年度からの実施としたいと考えております。

また、住む場所の確保として、令和6年度に旧南関分署跡地の宅地造成工事を行い、名称をさくらタウン大津山とし、4区画の分譲を開始したところであり、令和7年度には旧庁舎及び小、旧公民館の解体工事を行い、P F I を活用した敷地活用を行う計画であります。増加する空き家対策としては、空き家に残された課題が大きな課題でもあることから、家財等の撤去への助成を行うことにより、次の方に空き家を活用していただけるように推進するとともに、特定空き家の解体への助成を行い、住宅用地の確保に努めてまいります。

企業誘致活動及び町内事業者への支援につきましては、令和6年に、畜産飼料の輸入卸販売を中心に事業をされている株式会社カスケディア・トレーニングの工場が竣工、また、株式会社荏原製作所熊本事業所におきましては、3棟目となる新棟が竣工するなど、今後さらなる産業の振興及び町の発展につながるものと期待をしております。また株式会社熊本珪砂工業の岸壁最終跡地を活用した約10ヘクタールの南関未来工業団地への企業の誘致や、エフエフ株式会社では、次世代樹脂屋根材の新工場の年内着工も計画されており、今後も町内企業との情報交換を密に行い、事業者に寄り添った支援を進めてまいります。

次に、税務住民課関係では、自主財源の基礎となる町税を確保するため、申告及び納税についての周知及び啓発を継続していきます。特に公平性に基づき、滞納者に対しては、実態調査をはじめ、搜索や差押えを行っていくとともに、併任徴収業務についても、熊本県や玉名郡4町においても引き続き連携し、合同公売会並びにインターネット公売会等により徴収強化を徹底し、税収納の向上に努めます。

マイナンバーカードについては、休日の窓口設置開設や水曜日の時間外受付のほか、来庁できない人への出張受付を実施しており、町内4か所の郵便局においても、受付業務を継続し、普及促進を図ります。またマイナンバーカードによるコンビニ証明交付業務についても、住民票及び印鑑登録証明書の交付を行いつつ、マイナンバーカードの利活用推進を図るとともに、欠かせない窓口の普及、周知に努め、さらなる住民の利便性の向上に向け取り組んでまいります。

町の環境美化については、清潔で美しいまちづくりを目指すため、熊本県環境月間における町内一斉クリーン作戦や熊本みんなの川と海づくりデーに合わせた、道路、河川等の清掃活動による美化活動が続けることにより、町民が主体となった美化活動を実施することで、美化意識を高揚させつつ、住み続けたい町へとつなげていきます。またクールチョイス普及啓発事業として、町内11か所での廃食油回収事業を継続するとともに、食品用トレイ改修事業においても回収実績が上回るよう努め、さらなる地球温暖化防止に向けて取り組んでまいります。

次に、福祉課関係では、南関町第4次障害者障害児プラン、第7期南関町障害福祉計画、第3期南関町障害児福祉計画を策定し、障害を持つ人も持たない人も共に助け合って暮らせるやさしいまちづくりを基本理念とし、より一層の福祉施策の充実を図り、誰もが安心して暮らせる支援体制と環境の整備に努めます。また、高齢化率が42%となった本町では、ひとり暮らしの高齢者も多く、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、見守り支援が必要であります。町ではそのような地地域での見守り支援を行うために、南関町ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業を展開し、高齢者世帯に限らず、在宅の障害者や、特に認知症の高齢者については、徘徊の恐れもあることから、事前に登録していただくことにより、いざというときにネットワークにおける連携ができるものとしております。更に、成年後見制度利用促進を円滑に利用できるよう、中核機関を令和7年度より設置するとともに、今後も社会福祉協議会との連携を図り、庁内の関係機関や団体、事業者にも協力を頂きながら、より一層の支援に取組ます。

地域における子育て支援については、全ての子ども、若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている

環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会づくりを責務としています。町においては、全ての妊産婦、子育て世代、子ども若者に対し、児童福祉、母子保健の両機能が一体的に相談支援を行うために、子育て関係の窓口を集約し、子ども未来推進室を設置しており、安心して出産、子育て成長ができるよう、相談体制を強化するとともに、社会資源の活用により、対象者に寄り添った支援を行ってまいります。

保健事業においては、令和5年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取組、健康診査の結果から重症化にならないための食事や生活面での保健指導を実施しており、医療費の適正化を図るとともに、介護予防との連携により、健康寿命の延伸に向けて引き続き専門職による訪問指導を実施してまいります。

次に、健康推進課関係では、感染症の予防対策として、既存及び新たな感染症の感染拡大抑制のため、関係機関との連携を維持しながら、感染症防止対策の周知啓発を図ります。健康づくりにおいては、第4次南関町健康する健康増進計画第三次南関町食育計画に基づき、特定健診や各種がん検診など、ライフサイクルに応じた健康診断体制や健康教室及び健康相談、保健指導、栄養指導の充実を図るとともに、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業を継続することで、さらなる心身の健康づくりと健康づくり推進と健康寿命の延伸を目指します。介護保険制度の充実と介護予防事業の推進では、誰にでもどんなときにもやさしいまちづくりを基本理念とした第9期南関町高齢者福祉計画、及び介護保険事業計画に基づき、総合事業の推進と地域包括支援センターを核とした地域包括ケア体制の充実強化及び元気づくりシステムをはじめとした介護予防の強化を図るとともに、保健事業との連携による、フレイル対策と自立期間の延伸を目指します。また、現在53集会所等で実施している元気づくり体操、元気づくりシステムの全国大会をグランドオープン後のうからで開催する計画としており、元気高齢者の増を図るためにも、大会の中では、町としての決意のため、健康寿命日本一を目指す町宣言を行いたいと考えております。

次に、経済課関係では、本町の基幹産業である農業は、就農者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など依然として厳しい状況にありますが、地域計画策定の協議で明確化した将来の農地利用の姿と課題に対して、地域と一丸となって解決を図ってまいります。また、昨今の米の価格上昇により、米づくりが中心である南関町の農業にも大きなチャンスとなることが考えられますので、ブランド化や出荷先、ふるさと納税の返礼品等も視野に入れた取組を推進します。更に、南関町産業経済費補助金の強化や水田の暗渠排水事業費補助金、有害鳥獣防護柵設置補助等による支援を継続し、新規就農者や後継者の育成にも力を入れてまいります。農政の中心としては、現在も事業の柱として展開している圃場整備であり、全20地区の担い手の確保、農地の集積、集約化を考慮しつつ、事業を推進してまいります。令和3年度から工事に着手した上長田地区15.4ヘクタールが本年度完了予定となっており、現在工事中の日明・今地区12.6ヘクタールをはじめ、令和7年度は長山東地区12.8ヘクタール、久重南地区5.3ヘクタールが工事に着手することになります。また、その他の地域においても、整備に向けた組織づくりを進めており、早期着工ができるように計画地の後押しを進めます。これからの事業活動により、農地の集約や営農組織の設立につなげ、コスト削減を図りながら担い

手農家の確保、農業所得の向上に努めてまいりたいと考えております。また6期目となる中山間地域等直接支払い交付金55集落や3期目となる多面的機能支払い事業交付金19を全体により、引き続き農業集落の環境整備等にも取組ます。

喫緊の課題でありながら、困難な問題である有害鳥獣対策につきましては、地域ぐるみでの対策として、餌付けストップ対策事業を町内全域で推進するとともに、猟友会、捕獲隊、JA、各地域等と連携し、捕獲従事者の確保と一層の支援を図り、被害防止対策を推進します。

加工品開発センターは、南関ふるさと応援団を指定管理者として運営していますが、今期より指定管理運営費を設けておりますので、これまで以上に一般の方や各種団体、ふるさと応援団の会員にも有効活用頂くとともに、町からの要望等も協議し、新たな商品やふるさと納税の返礼品等の開発としても幅広く活用されることを期待しております。

次に、建設課関係では、これまでの新庁舎建設整備、うから館の改修事業などと多額の費用を要した事業がほぼ完了することとなり、国の令和6年度道路関係補正予算でもほぼ100%の予算化と獲得ができましたので、政策事業としての路線についても令和7年度への繰越し事業も含めての工事完了に向けて事業を進めてまいります。まず政策道路として進めている道路改良工事の計画は、町道米田鬼王線、白間工区、小原上長田線、関村田原線の3路線が令和7年度で完了する計画となっており、尾田高久野線は令和10年度の完了の計画で取り組みます。要望道路についても、向原線、荒井・八角目線、草村・高久野線、鬼王トンネル坑口斜面補修などの改良補修工事を行うとともに、補助整備事業とあわせた事業としても計画を進めてまいります。

住宅関連では、松風団地外壁改修の改修工事の最終となります。3期目に取り組むとともに、大津山団地建て替え事業に係る2年目となるPFIアドバイザー業務委託を進め、旧庁舎、公民館等の解体を行います。

また、災害関連事業では、令和6年に発生した公共災3件、防災11件を契約繰越し事業にて復旧予定であり、令和2年発生の関外目立山地区の地滑りについても、事故繰越にはなりますが、令和7年度への契約繰越し事業として、復旧工事に入る計画としております。県負担金事業としては、交通安全施設として、国道443号、玉名八女線、鬼王地区を単県道路改良事業として、大牟田南関線、落合交差点部が計画されています。

また河川改修事業としては、関川河川改修事業化し、河川改良事業として八重の丸堰堀や堀池園地区を内田川河川事業として、上坂下地区が計画されています。更に砂防関連事業としては、宮尾側、宮尾地区と、小山側相谷地区を急傾斜地崩壊対策事業としては、善光寺地区、小原地区が計画されており、このほかにも国県道の歩道整備や改良事業の要望書も提出しておりますが、県全体の事業調整の関係からも、県の予算獲得の状況に応じて対応いたします。

水道関係では、公共下水道事業を、企業会計へ移行して5年目、浄化槽事業は2年目となりますので、安定経営に取り組むとともに、専用水道5施設、飲用水供給施設9施設も含めて、一層の事業改善に努めてまいります。また引き続き河川環境の保全を目指し、下水道、浄化槽の加入促進を図ります。

次に教育課関係では、熊本県教育委員会が掲げる夢のかけ橋教育プランに基づき、誰も取り残さない学びの保障として、ICTの効果的な活用による協働的な学びや個別最適な学びの工

夫を通して、児童生徒学びの主体と主体にする取組を推進し、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所づくりに努めます。また、近年の全体的、全国的な少子化に伴い、本町でも各学校の小規模化が進んでいる状況について、令和6年度より、南関町立学校の在り方検討委員会を設置しており、町立学校のこれからの教育や少子化に対応した新たな学校規模などの学校の在り方について協議を行い、検討委員会での答申を踏まえて、将来の南関町立学校の在り方についての方向性を示していきます。

社会教育では、子どもを中心に、学校、家庭、地域、行政の5者連携、協働の一層の取組推進を図り、地域コミュニティの核となる学校づくりに努めます。特に、児童生徒が主体となって企画運営する体験活動や地域活動を通じて、児童生徒のキャリア教育の充実につなげていきます。また、生涯学習の視点から、地域の方々がこれまで培ってこられた、知識、能力の場として、子どもたちの交流を充実させます。

社会体育では、農村広場一帯を総合運動公園と位置づけ、競技施設中心の整備にとどまらず、インクルーシブの視点を取り入れた多目的な広場や親子や多世代で誰もが伸び伸びと利用できる施設の空間づくりを進めます。加えて、自治体間の広域的な連携も図れる中で、広域的な各種イベント開催や県大会等の誘致などを見据えた整備を行います。また、中学校部活動の地域展開については、これまで本町で培っていった先行実践をもとに、国や県と連携して、部活動の地域展開に向けた取組を加速させてまいります。

文化財関係では、旧石井家住宅の保存活用に関しては、地域や住民から頂いた意見を踏まえて、一般公開に向けてしっかりと保存整備を進めてまいります。また、整備後の活用についても、児童生徒への教育的啓発の取組や、白秋及び南関町を全国に向けて発信する取組を、あわせて進めていきます。

以上申し上げてきましたが、これらの事業を推進していくためには財政基盤の確立が最重要課題であるとともに、町議会、町職員、町民の皆様方の連携が重要となってきます。この中により、一時的に疲弊した経済状況も完全に戻ったという状況にはありませんので、これまで以上に行政行財政改革を進め、徹底的に無駄をなくし、あらゆる経費の縮減を図るとともに、事業の推進につきましては、それぞれの事業の重要性必要性を鑑み、優先順位をつけながら着実に事業を展開していく考えでございます。

最後に、町職員の住民サービスや意識改革についてですが、個人差はあるものの、職員一人一人が高い意識を持って、地域住民の皆様方の意見や要望を理解し対応できるよう育成に努め、全ての職員がやる気と希望を持ち、笑顔で挨拶ができるような明るい職場づくりを推進するとともに、人事評価の運用による職員の能力開発を促進してまいります。

このような重点施策を中心に、令和7年度も、産み育てやすい環境の整備、住む場所と働く場所の確保、高齢者や障害がある方も安心して暮らせる環境の整備をまちづくりの3本の柱として、地域住民の皆様方に本当に住んでよかったと思っていただけるような誇れる協働のまちづくりに取り組んでまいり所存でございます。今後ともなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、令和7年度町政運営の施政方針とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

日程第４、議案第９号から日程第２５、委員会提出議案第１号を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第９号から日程第２５号、議案委員会提出議案第１号を一括上程することに決定しました。

○議長（立山秀喜君） 議案は御手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。事務局長。

○議会事務局長（福山光明君） それでは、議案名を読み上げます。

日程第４ 議案第９号 南関町敬老年金給付条例の全部を改正する条例の制定について

日程第５ 議案第１０号 南関町職員の育児休業等に関する条例及び南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第６ 議案第１１号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７ 議案第１２号 令和６年度南関町一般会計補正予算（第８号）について

日程第８ 議案第１３号 令和６年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について

日程第９ 議案第１４号 令和６年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について

日程第１０ 議案第１５号 令和６年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

日程第１１ 議案第１６号 令和６年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第１２ 議案第１７号 令和６年度南関町下水道事業補正予算（第４号）について

日程第１３ 議案第１８号 令和７年度南関町一般会計予算について

日程第１４ 議案第１９号 令和７年度南関町国民健康保険特別会計予算について

日程第１５ 議案第２０号 令和７年度南関町介護保険事業特別会計予算について

日程第１６ 議案第２１号 令和７年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第１７ 議案第２２号 令和７年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について

日程第１８ 議案第２３号 令和７年度南関町下水道事業予算について

日程第１９ 議案第２４号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

日程第２０ 議案第２５号 熊本市及び南関町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

日程第２１ 議案第２６号 工事請負契約の締結について

日程第２２ 議案第２７号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 2 3 議案第 2 8 号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

日程第 2 4 議案第 2 9 号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

日程第 2 5 委員会提出議案第 1 号 南関町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の
制定について

以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 配付漏れ等はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は順次説明をしてください。福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） 「第 9 号議案、南関町敬老年金給付条例の全部を改正する条例の
制定について」提案理由及び内容の説明を申し上げます。提案理由は、人口減少、少子高齢化
などの社会構造の変化を踏まえ、高齢者福祉政策全体の見直しを図る中で、持続可能な事業へ
改正するためでございます。

次のページをお開きください。南関町敬老祝金支給条例。南関町敬老年金給付条例（昭和 4
6 年条例第 1 5 号）の全部を改正する。目的として、第 1 条、この条例は、高齢者に対し敬老
祝金を支給することにより、長寿を祝い、敬老の意を表するとともに、高齢者福祉の向上を図
るものとする。受給資格、第 2 条、祝金の受給資格者は、当該年の 8 月 1 日において、本町に
引き続き 3 か月以上居住し、南関町住民基本台帳に登録されているもので、次に掲げるものと
する。第 1 号、当該年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までに誕生日を迎え、8 0 歳に達する者。
第 2 号、当該年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までに誕生日を迎え、8 8 歳に達する者。第 3 号、
当該年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までに誕生日を迎え、1 0 0 歳に達する者。第 3 条、祝金
の額は次のとおりとする。第 1 号、8 0 歳 5, 0 0 0 円。第 2 号、8 8 歳 1 万円、第 3 号、1 0
0 歳 1 万円、第 4 条祝金は毎年 9 月に支給する。受給資格の消滅としまして、第 5 条、受給資
格者が基準日から祝金の支給日までに死亡し、又は他市町村に転出したときは、祝金の受給資
格を失うものとする。附則、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） ここで説明の途中ですが、1 0 分間の休憩をとります。

—————○—————

休憩 午前 1 1 時 0 0 分

再開 午前 1 1 時 1 0 分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたのでこれを続行します。総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 「第 1 0 号議案、南関町職員の育児休業等に関する条例及び南関町
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び議

案の御説明をいたします。南関町職員の育児休業等に関する条例及び南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、関係する条例を適正なものとするためでございます。

次のページをお願いいたします。改正条文でございます。南関町職員の育児休業に関する条例及び南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第1条で、南関町職員の育児休暇等に関する条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。第21条第3項中、「第61条第32項において読替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるとし、第2条で、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正するもので、第8条の2第1項中「第817条の2第1項の規定により職員が、当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求したものであって、当該職員が現に監護する者、児童福祉法第27条第1項第3項の規定により、同法第6条の4第2項に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずるものとして、規則で定めるものを含む。」を削除し、「運営に支障がある」を「正常な運用を妨げる」に改め、同条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるとし、同条4項で、前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用するものとし、第15条の2の次に2条を加えるもので、第15条の3で配偶者等介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等についての規定を規定し、第15条の4で、勤務環境の整備に関する措置を規定するものでございます。附則としましてこの条例は令和7年4月1日より施行するものでございます。

以上で提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第11号議案、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び議案の説明をいたします。南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由は、昨今の物価高騰により、玉名郡市医師会より、費用弁償額の見直しの要望を受け、町及び小中学校医の職務を行うために出勤した場合の日当について、適正な費用にする必要があるためでございます。次のページをお願いいたします。南関町報酬費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。南関町報酬、費用弁償等に関する条例（昭和35年条例第13号）の一部を次のように改正する。別表第2中「1日につき10,000円」を「1日につき20,000円」に改める。附則としましてこの条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第12号議案、令和6年度南関町一般会計補正予算（第8号）について」御説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,360万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,11

0万円とするものでございます。2ページをお開きください。歳入でございます。1款町税は1項町民税に25万円を追加し、3億1,260万3,000円とし、2項固定資産税に485万円を追加して、9億4,646万1,000円とし、4項町たばこ税を714万6,000円減額し9,383万円とし、合計を14億飛び496万9,000円とするものでございます。2款地方譲与税は、4項森林環境譲与税に70万7,000円を追加し、1,000万4,000円とし、合計を6,500万4,000円とするものでございます。13款分担金及び負担金は1項分担金105万円を減額して、142万7,000円とし、2項負担金を237万2,000円減額し、2,688万7,000円とし、合計を2,831万4,000円とするものでございます。14款使用料、及び手数料は1項使用料に25万2,000円を追加し、1億38万3,000円とし、2項手数料を146万1,000円減額し、1,695万4,000円とし、合計を1億1,733万7,000円とするものでございます。15款国庫支出金は1項国庫負担金1,716万5,000円を追加し、5億4,907万9,000円とし、2項国庫補助金は8,410万4,000円減額して6億2,811万4,000円とし、3項国庫委託金に3万7,000円を追加し304万円とし、合計を11億8,023万3,000円とするものでございます。16款県支出金は1項県負担金に242万2,000円を追加し、3億44万8,000円とし、2項県補助金を1,738万3,000円減額し、1億9,044万5,000円とし、3項県負担金235万4,000円減額し、2,670万3,000円とし、合計を5億1,759万6,000円とするものでございます。17款財産収入は1項財産収入運用収入に46万7,000円追加し、249万5,000円とし、2項財産売払い収入に、3,103万2,000円追加し、301万5,000円とし、合計を5,551万円とするものでございます。18款寄附金は1項寄附金に1,900万5,000円を追加し、1億8,150万5,000円とするものでございます。19款繰入金は1項基金繰入金を3,207万6,000円減額し、2億2,358万8,000円とし、2項特別会計繰入金を30万3,000円減額し、合計を2億2,358万8,000円とするものでございます。21款諸収入は1項延滞金、加算金及び過料に2万5,000円を追加し、18万4,000円とし、3工事受託事業収入を68万3,000円減額し、1,877万9,000円とし、4項雑入を328万1,000円減額し、5,370万2万5,000円とし、合計を7,273万8,000円とするものでございます。22款町債は1項町債を5,660万円減額し、8億1,569万6,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の74億4,470万1,000円から1億6,360万1,000円を減額して、72億8,110万円とするものでございます。

4ページをお願いします。歳出でございます。1款議会費は1項議会費を77万1,000円減額し、8,824万4,000円とするものでございます。2款総務費は1項総務管理費1,750万3,000円を追加して7億8,323万6,000円とし、2項徴税費を2,049万5,000円減額して1億6,923万5,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費を104万5,000円を減額して4,172万7,000円とし、4項選挙費を49万5,000円減額し、1,475万9,000円とし、5項統計調査費を10万4,000円減額し737万1,000円とし、6款監査委員費を8,008万円減額し、132万6,000円とし、合計を10億1,765万4,000円とするものでございます。3款民生費は1項社会福祉費を4,235万3,000円減額し、15億1,269万9,000円とし、2項児童福祉費を1,584万2,000円減額

し、5億9,958万5,000円とし、合計を21億1,228万4,000円とするものでございます。4款衛生費は1項保健衛生費を1,006万2,000円減額し、1億7,194万8,000円とし、2項清掃費を262万9,000円減額し、2億5,838万6,000円とし、3項水道費を7,000円減額し、420万8,000円とし、合計を4億3,454万2,000円とするものでございます。5款農林水産費は1項農業費を3,711万2,000円減額して2億7,035万4,000円とし、2項林業費に61万8,000円を追加し2,560万円とし、合計を2億9,595万4,000円とするものでございます。6款商工費は1項商工費を351万5,000円減額して5億2,156万円とするものでございます。7款土木費は1項土木管理費を357万7,000円減額して7,737万2,000円とし、2項道路橋梁費を145万2,000円減額して、7億2,210万8,000円とし、3項河川費を2万4,000円減額し、2,312万6,000円とし、4項住宅費を99万円減額し、8,461万3,000円とし、5項下水道費を178万6,000円減額し7,954万5,000円とし、6項浄化槽水、整備推進事業費に292万9,000円を追加して5,311万5,000円とし、合計を10億3,987万9,000円とするものでございます。8款消防費は1項消防費を2,377万5,000円減額し、2億9,675万9,000円とするものでございます。9款教育費は1項教育総務費を46万5,000円減額し8,567万6,000円とし、2項小学校費を366万3,000円減額し、1億5,003万4,000円とし3項中学校費を112万7,000円減額し、5,404万4,000円とし、4項社会教育費を98万3,000円減額し、1億1,346万1,000円とし、5項、保健体育費を695万3,000円減額して2億飛び177万6,000円とし、合計を6億499万1,000円とするものでございます。10款災害復旧費は1項農林水産災害復旧費を537万2,000円減額し4,367万3,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費に69万1,000円を追加し、5,370万円とし、合計を9,737万3,000円とするものでございます。12款予備費は1項予備費を66万5,000円減額し、1億5,068万1,000円、1,568万8,000円とするものでございます。最終合計を補正前の74億4,470万1,000円から1億6,360万1,000円を減額し、72億8,110万円とするものでございます。

6ページの第2表は繰越明許費の補正でございます。追加としまして6款1項商工費の南の関うから館改修事業として392万と円とするものでございます。変更としまして、10款災害復旧費、1項農林水産災害復旧費の農地等災害復旧事業費、令和6年災を469万4,000円減額し、3,817万6,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業費、令和6年災に69万1,000円を加えて、3,511万1,000円とするものでございます。

7ページは第3表債務負担行為の補正でございます。追加としまして図書館システムの賃借料の期間を令和7年度から令和11年度、限度額を1,585万9,000円、年ふるさと寄附金返礼品の令和7年度の限度額をふるさと寄附金返戻調達及び配送にかかる費用のうち南関町が負担すべき額とするものでございます。変更としてPFIアドバイザー業務委託料の限度額505万7,000円減額し、894万3,000円とし、例規集データベースの更新委託料の限度額を1,584万3,000円減額し、615万7,000円とし、火葬場業務委託料の限度額を105万1,000円減額し4,694万9,000円とし、図書館管理システム構築委託料を図

書館システム賃借料への変更により全額減額するものでございます。

8 ページ、第4 表は地方債の補正でございます。補正後の限度額を申し上げます。補助整備事業が1,760 万、保育所整備事業の全額減額、道路橋梁整備事業が2 億2,650 万円、災害復旧事業費が1,920 万円でございます。9 ページと10 ページは歳入歳出事項別明細書の総括表でございます。11 ページから歳入の内訳でございます。主なものにつきまして御説明いたします。11 ページ上段になります。1 款町債、町税、2 項1 目固定資産税、1 節現年課税分認定、土地116 万3,000 円、家屋60 万7,000 円、償却資産323 万円を追加するものでございます。13 ページの上段をお願いします。15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金は、3 節児童福祉費国庫負担金に保育所等給付費国庫負担金として1,514 万3,000 円を追加するものでございます。次は16 ページをお願いします。下段になります。16 款県支出金2 項県補助金、9 目災害復旧費県補助金、1 節農林震災災害、復旧県補助金として1,463 万6,000 円を追加するものでございます。続きまして18 ページになります。上段をお願いいたします。18 款1 項寄附金、1 目1 節一般寄附金はふるさと南関応援寄附金を500 万円減額し、企業版ふるさと納税に、230 万1,000 円を追加し、一般寄附金に2,170 万4,000 円追加するものでございます。19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目1 節財政調整基金繰入金を7,300 万円減額し、3 目1 節ふるさとづくり基金繰入金に4,178 万1,000 円を追加し、12 目1 節平成28 年熊本地震復興基金繰入金を421 万7,000 円減額し、14 目1 節ふるさと南関応援寄附金繰入金に335 万9,000 円を追加するものでございます。

次に歳出の内訳についての主なものを説明いたします。22 ページ下段をお願いいたします。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目企画費は、24 節積立金ふるさとづくり基金積立金として2,213 万3,000 円追加するものでございます。23 ページ中段をお願いします。16 目まちづくり推進業費は、27 節繰出金、宅地分譲事業特別会計繰出金として1,178 万2,000 円追加するものでございます。次は25 ページ上段をお願いいたします。2 項徴税费、2 目部課徴收费、18 節負担金、補助及び交付金から定額減税調整給付金として1,531 万円を減額するものでございます。27 ページ下段をお願いいたします。3 款民生費、1 項社会福祉1 目社会福祉総務費は、18 節負担金、補助及び交付金から重点支援不給付金として2,910 万円を減額し、19 節扶助費、障害者総合支援給付費として、359 万2,000 円を追加するものでございます。30 ページの中段をお願いいたします。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費は18 節負担金補助及び交付金に、私立保育所等給付費負担金として3,028 万7,000 円を追加し、保育所等大規模改修事業基金としては3,918 万8,000 円を減額し、19 節扶助に子ども医療費扶助費として236 万8,000 円追加するものでございます。少し飛びます。34 ページをお願いいたします。上段をお願いいたします。5 款農林水産費、1 項農業費、4 目農地費は18 節負担金、補助及び交付金から県営土地改良事業負担金として、3,025 万6,000 円減額するものでございます。また飛びます。39 ページ中段をお願いいたします。8 款1 項消防費、5 目防災管理費は18 節負担金。補助及び交付金から、がけ地近接等住宅移転事業費補助金として1,413 万2,000 円減額するものでございます。次は44 ページの中段をお願いいたします。10 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、1 目農地等災害復旧費

は14節工事請負費から現年災として469万4,000円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） 「第13号議案、令和6年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,274万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億977万5,000円とするものでございます。2ページをお願いします。歳入でございまして。1款1項国民健康保険税を30万円増額し、1億6,278万1,000円とするものでございます。5款県支出金は1項県負担金補助金を5,010万円減額し、10億100万9,000円とするものでございます。7款繰入金は1項他会計繰入金を236万8,000円減額し、9,736万9,000円とし、合計を9,737万円とするものでございます。9款諸収入は1項延滞金加算金及び過料を20万円減額し10万2,000円とし、3項雑入を37万6,000円減額し406万6,000円とし、合計を416万8,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の13億6,251万9,000円から5,274万4,000円を減額して、13億977万5,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出でございまして。1款総務費は、1項総務管理費を5万2,000円減額し、818万3,000円とし、3項運営協議会費を4万6,000円減額し、11万7,000円とし、合計を830万円とするものでございます。2款保険給付費は1項療養諸費を4,000万円減額し、8億751万円とし、2項高額療養費を1,010万円減額し、1億4,020万円とし、6項育児諸費を350万円減額し、50万2,000円とし、合計を9億4,861万3,000円とするものでございます。3款国民健康保険事業費納付金は、財源組替えによるもので、補正はございません。5款保健事業費は1項特定健康診査等事業費を1万円減額し929万円とし、2項保健事業費を1万7,000円増額し1,310万円とし、合計を2,239万円とするものでございます。10款1項予備費を94万7,000円増額し、4,131万4,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の13億6,251万9,000円から補正額5,274万4,000円を減額し、13億977万5,000円とするものでございます。4ページと5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございまして。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございまして。補正額の主なものについて御説明申し上げます。5款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費交付金、1節普通交付金を5,010万円減額するもので、決算見込みによるものでございます。7款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節出産育児一時金繰入金を233万3,000円減額するもので、決算見込みによるものでございます。8ページをお願いします。歳出の内容説明でございまして。2款保険給付費、1項療養諸費、1目18節一般被保険者療養給付費4,000万円、2項高額療養費、1目18節一般被保険者高額療養費1,000万円、9ページへ続きまして、6項1目18節出産育児一時金350万円をそれぞれ減額するもので、決算見込みによるものでございます。10款1項1目予備費94万7,000円の増額は、歳入歳出予算の総額を調整するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

し上げます。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君） 「第14号議案、令和6年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,800万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,528万4,000円とするものでございます。今回の予算につきましては、決算見込みによる補正でございます。2ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。1款保険料は、1項介護保険料に1,136万6,000円を追加し、2億3,693万1,000円とするものでございます。2款使用料及び手数料は1項手数料に5,000円を追加し、1万5,000円とするものです。3款、国庫支出金は、2項国庫補助金に535万円を追加し、1億5,282万9,000円とし、合計を3億9,171万5,000円とするものでございます。4款支払基金交付金は1項支払基金交付金を1,818万7,000円を減額し、3億4,986万7,000円とするものでございます。5款県支出金は1項県負担金を435万7,000円減額し、1億8,246万8,000円とし、3項県補助金を81万3,000円減額し、965万4,000円とし、合計を1億9,212万2,000円とするものでございます。6款財産収入は1項税制運用収入を1,000円減額し、合計を1,000円とするものでございます。7款繰入金は1項一般会計繰入金を288万7,000円減額し、2億874万円とし、2項基金繰入金を1,000万円減額し0円とし、合計を2億874万円とするものでございます。9款諸収入は、1項延滞金加算金及び過料、27万9,000円を追加し、8万2,000円とし、3項雑入に7万円を追加し19万4,000円とし、4項予防給付収入に137万2,000円を追加し568万6,000円とし、合計を596万6万2,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の14億6,328万7,000円から補正額1,800万3,000円を減額して、14億4,528万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。1款総務費は1項総務管理費を11万8,000円追加し、212万2,000円とし、3項介護認定審査会費を39万6,000円減額し、2,025万9,000円とし、合計を2,284万4,000円とするものでございます。2款保険給付費は1項介護サービス等諸費を3,620万円減額し、11億6,580万4,000円とし、2項介護予防サービス等諸費11万1,000円追加し、4,000万2,000円とし、4項高額介護サービス等費を250万円追加し、2,955万5,000円とし、6項特定入所者介護サービス等費を200万円減額し、3,405万2,000円とし、合計を12億7,429万3,000円とするものでございます。4款地域支援事業費は1項介護予防生活支援サービス事業費に18万円減額し、3,178万8,000円とし、3項、包括的支援事業任意事業費を80万2,000円減額し、1,139万8,000円とし、4項、居宅介護支援事業費に12万3,000円を追加し、1,207万5,000円とし、合計を7,660万4,000円とするものでございます。5款基金積立金、1項基金積立金は、財源組替えによるもので、補正はございません。8款予備費は1項予備費を1,870万8,000円追加し、5,123万1,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の14億6,328万7,000円から補正額1,800万3,000円を減額し、14億4,528万4,000円とするものでございま

す。4ページと5ページは歳入歳出補正予算事項、別明細書の総括表でございます。

6ページからは、歳入の内訳でございます。主なものについて御説明いたします。

6ページをお願いいたします。上段、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節特別徴収保険料を1,039万8,000円追加するものでございます。3段目、上の3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節調整交付金を687万7,000円追加するものです。同じく6目1節地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業を143万8,000円減額するものです。7ページをお願いします。上段、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分を1,798万5,000円減額するものです。2段目、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分を435万7,000円減額するものでございます。8ページをお願いいたします。上段、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目1節介護給付費繰入金を248万6,000円減額するものでございます。2段目、7款繰入金、2項基金繰入金、2目1節介護給付費準備基金繰入金を1,000万円減額するものでございます。9ページをお願いいたします。上段、9款諸収入、4項1目1節予防給付費収入を137万2,000円追加するものです。

次に、歳出の内訳について、主なものを御説明いたします。10ページをお願いいたします。3段目の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金を1,600万円減額するものでございます。11ページをお願いします。上段、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、7目居宅サービス計画給付費、18節負担金、補助及び交付金を900万円減額するものでございます。同じく9目地域密着型介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金を1,000万円減額するものでございます。下段、2款保険給付費、4項介護高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、18節負担金補助及び交付金を250万円追加するものでございます。次に、12ページをお願いします。上段、2款保険給付費、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、18節負担金、補助及び交付金を200万円減額するものでございます。14ページをお願いします。下段の8款1項1目予備費を1,870万8,000円追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） 「第15号議案、令和6年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ904万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,701万1,000円とするものでございます。2ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項後期高齢者医療保険料を284万2,000円減額し、1億1,629万7,000円とするものでございます。3款繰入金、1項一般会計繰入金を605万4,000円減額し、5,982万1,000円とするものでございます。5款諸収入は、2項償還金及び還付加算金を15万円減額し26万円とし、合計を26万3,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の1億8,605万7,000円に、904万6,000円を減額し、1億7,701万1,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出でございます。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金を 9 0 1 万 5,0 0 0 円減額し、1 億 7,5 7 3 万 2,0 0 0 円とするものでございます。3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金を 1 5 万円減額し、2 6 万円とするものでございます。4 款 1 項予備費、1 1 万 9,0 0 0 円の増額は、歳入歳出予算の総額を調整するものでございます。歳出合計は補正前の 1 億 8,6 0 5 万 7,0 0 0 円を 9 0 4 万 6,0 0 0 円減額し、1 億 7,7 0 1 万 1,0 0 0 円とするものでございます。4 ページと 5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。6 ページをお願いいたします。

歳入の内容説明でございます。1 款 1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、1 節現年度分を 5 9 5 万 9,0 0 0 円減額するもので、決算見込みによるものでございます。2 目普通徴収保険料、1 節現年度分に 3 0 6 万 5,0 0 0 円を増額するもので、決算見込みによるものでございます。同じく 2 節滞納繰越分に 5 万 2,0 0 0 円を増額するもので、決算見込みによるものでございます。3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目保険基盤安定繰入金、1 節保険基盤安定繰入金を 6 0 5 万 4,0 0 0 円減額するもので、決算見込みによるものでございます。5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金、1 目 1 節保険料還付金を 1 人 1 5 万減額するもので、決算見込みによるものでございます。7 ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金を 9 0 1 万 5,0 0 0 円減額するもので、決算見込みによるものでございます。3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、保険料還付金を 1 5 万円減額するもので、決算見込みによるものでございます。4 款 1 項 1 目予備費、1 1 万 9,0 0 0 円を増額し、予算を調整するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） 「第 1 6 号議案、令和 6 年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。1 ページをお願いいたします。歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 7 万 3,0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,6 3 0 万 1,0 0 0 円とするものでございます。2 ページをお願いいたします。歳入につきましては、1 款財産収入、1 項財産売払収入を 1,2 6 5 万 5,0 0 0 円減額し、4 5 1 万 9,0 0 0 円とするものでございます。2 款繰入金、1 項一般会計繰入金に 1,1 7 8 万 2,0 0 0 円を新たに計上するものでございます。歳入合計は補正前の 1,7 1 7 万 4,0 0 0 円から 8 7 万 3,0 0 0 円を減額し、合計を 1,6 3 0 万 1,0 0 0 円とするものでございます。3 ページをお願いいたします。歳出につきましては、1 款事業費、1 項宅地分譲事業費を 8 7 万 3,0 0 0 円減額し、1,6 3 0 万 1,0 0 0 円とするもので、歳出合計も同じく補正前の 1,7 1 7 万 4,0 0 0 円から 8 7 万 3,0 0 0 円を減額し、合計を 1,6 3 0 万 1,0 0 0 円とするものでございます。4 ページ及び 5 ページにつきましては、歳入歳出予算事項、予算事項別明細書でございます。6 ページをお願いいたします。歳入につきましては、1 款 1 項 1 目の土地売払い収入 1,2 6 5 万 5,0 0 0 円の減額は、決算見込みによるものでございます。2 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金に 1,1 7 8 万 2,0 0 0 円を新たに計上するものでございます。7 ページをお願いいたします。歳出につきましては、1 款 1 項 1 目の宅地分譲事業費 8 7 万 3,0 0 0 円の減額は、1 2 節委託料を 1 2 万 8,0 0 0 円、工事請負費を 4 4 万 2,0 0 0 円、繰出金を 3 0 万 3,0 0 0 円それぞ

れ減額するもので、決算見込みによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（田口明君） 「第17号議案、令和6年度南関町下水道事業補正予算（第4号）について」御説明いたします。1ページをお願いいたします。南関町下水道事業予算（第3）に定めた予定額を補正するものでございます。収入でございます。1款下水道事業収益は1項営業収益に2万8,000円を追加し、3,698万4,000円とし、2項営業外収益を301万2,000円減額し、1億1,513万2,000円とし、総額を1億5,211万6,000円とするものでございます。2款浄化槽事業収益は、1項営業収益に3万3,000円を追加し3,747万9,000円とし、2項営業外収益に、1,386万7,000円を追加し、9,241万606,000円とし、総額を1億2,989万5,000円とするものでございます。収入合計は、既決額の2億7,109万5,000円に補正額1,096万、91万6,000円を追加して、2億8,211万1,000円とするものでございます。支出でございます。1款下水道事業費用は1項営業費用を238万4,000円減額し、1億4,451万9,000円とし、2項営業外費用を60万減額し、659万7,000円とし、総額を1億5,211万6,000円とするものでございます。2款浄化槽事業費用は1項営業費用を14万3,000円減額し1億2,689万4,000円とし、2項営業外費用を40万円減額し243万5,000円とし、総額を1億2,989万5,000円とするものでございます。支出の合計は、月額の2億8,553万8,000円を補正額352万7,000円減額し、2億8,201万1,000円とするものでございます。2ページをお願いいたします。南関町下水道事業予算（第4条）に定めた予定額を補正するものでございます。収入でございます。1款下水道資本的収入は、1項企業債を370万円減額し2,400万円とし、5項補助金を542万5,000円減額し、3,042万5,000円とし、総額を6,902万3,000円とするものでございます。2款浄化槽資本的収入は、1項企業債を3,050万円減額し1,180万円とし、2項他会計支出金を1,000万円減額し0円とし、5項補助金を1,624万2,000円減額し665万4,000円とし、6項負担金を383万5,000円減額し、136万6,000円とし、総額を1,982万円とするものでございます。収入合計は、議決額の1億5,854万5,000円を、補正額6,970万2,000円減額し、8,884万3,000円とするものでございます。

支出でございます。1款下水道資本的支出は1項建設改良費を755万円減額し5,865万円とし、総額を1億51万4,000円とするものでございます。2款浄化槽資本的支出は、1項建設改良費を4,828万円減額し1,840万円とし、総額を4,649万4,000円とするものでございます。支出合計は、議決額の2億283万8,000円を補正額5,583万円減額し、1億4,700万8,000円とするものでございます。今回の補正額は、決算見込みにより増減が主なものでございます。4ページ以降は、実施計画の収支的収入及び支出の内訳等の資料でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 説明の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩をとります。

-----○-----
休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分
-----○-----

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 「第18号議案、令和7年度南関町一般会計予算について」ご説明いたします。1ページをお願いします。第1条の第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億5,678万7,000円と定めるものでございます。第4条で、一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定めるものでございます。2ページをお開きください。歳入でございます。1款町税は、14億1,743万1,000円でございます。前年度と比較しまして、1億2,084万5,000円、9.3%の増で、予算全体に対する構成比は、20.4%でございます。内訳としましては、1項町民税が、3億3,792万7,000円、2項固定資産税が9億3,197万2,000円、3項軽自動車税が、4,798万9,000円、4項町たばこ税が9,475万8,000円、7項入湯税が、478万5,000円でございます。2款地方譲与税は、60,504千円でございます。前年度と比較しまして、707千円、1.2%の増で、構成比は、0.9%でございます。内訳としましては、1項地方揮発油譲与税が、1,350万円、2項自動車重量譲与税が3,700万円、4項森林環境譲与税が1,000万4,000円でございます。3款利子割交付金は4,000円でございます。前年度と同額でございます。構成比は、0.1%未満でございます。4款配当割交付金は、100万円で、前年度と同額でございます。構成比は、0.1%未満でございます。5款 株式等譲渡所得割交付金は、200万円で、前年度と同額でございます。構成比は、0.1%未満でございます。6款法人事業税交付金は、1,000万円で、前年度と同額でございます。構成比は、0.1%でございます。7款地方消費税交付金は、2億1,000万円で、前年度と同額でございます。構成比は、3.0%でございます。8款ゴルフ場利用税交付金は700万円で、前年度と同額でございます。構成比は、0.1%でございます。9款環境性能割交付金は、400万円で、前年度と同額でございます。構成比は、0.1%でございます。10款地方特例交付金は500万円で、前年度と同額でございます。構成比は、0.1%でございます。11款 地方交付税は、21億9,000万円で、前年度と比較して、5,000万円、2.3%の増で、構成比は、31.5%でございます。12款交通安全対策特別交付金は、73万6,000円で、前年度と比較して6万円、7.5%の減で、構成比は、0.1%未満でございます。13款 分担金及び負担金は2,836万8,000円で、前年度と比較しまして104万4,000円、3.5%の減で、構成比は0.4%でございます。内訳としましては、1項分担金が、84万1,000円、2項負担金が2,752万7,000円でございます。14款使用料及び手数料は1億1,974万4,000円で、前年度と比較しまして124万6,000円、1.1%の増で、構成比は1.7%でございます。内訳としましては、1項使用料が1億88万7,000円、2項手数料が1,885万7,000円でございます。15款国庫支出金は9億9,556万円で、前年度と比較しまして、2億3,975万3,000円、31.7%の増で、構成比

は14.3%でございます。内訳としましては、1項国庫負担金が5億9,440万8,000円、2項国庫補助金が3億9,819万円、3項国庫委託金が、296万2,000円でございます。16款県支出金は、5億3,433万円で、前年度と比較しまして、6,266万6,000円、13.3%の増で、構成比は7.7%でございます。内訳としましては、1項県負担金が3億2,426万2,000円、2項県補助金が1億7,807万2,000円、3項県委託金が、3,199万6,000円でございます。17款財産収入は、855万6,000円で、前年度と比較して、772万1,000円、924.7%の増で、構成比は0.1%でございます。18款寄附金は1億6,250万円で、前年度と同額でございます。構成比は、2.3%でございます。19款繰入金は、5億6,236万4,000円で、前年度と比較しまして、2億459万2,000円、57.2%の増で、構成比は、8.1%でございます。20款繰越金は1億円でございます。前年度と同額でございます。構成比は1.4%でございます。21款諸収入は、4,209万4,000円で、前年度と比較しまして、1,142万5,000円、37.3%の増で、構成比は0.6%でございます。内訳としましては、1項延滞金、加算金及び過料が2万9,000円、2項町預金利子が5万円、3項受託事業収入が2,162万4,000円、4項雑入が、2,039万1,000円でございます。22款町債は4億9,520万円で、前年度と比較して1億8,880万円、27.6%の減で、構成比は、7.1%でございます。歳入合計は69億5,678万7,000円で、前年度と比較して5億905万1,000円、7.9%の増でございます。

続きまして、5ページからは、歳出でございます。1款議会費は、8,452万円で、前年度と比較して181万6,000円、2.1%の減で、構成比は、1.2%でございます。2款総務費は、12億4,310万7,000円で、前年度と比較して、3億6,851万8,000円、42.1%の増で、構成比は17.9%でございます。内訳としましては、1項総務管理費が10億5,233万7,000円、2項徴税費が8,630万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費が4,447万1,000円、4項選挙費が4,754万8,000円、5項統計調査費が1,103万8,000円、6項監査委員費が141万1,000円でございます。3款民生費は21億8,395万3,000円で、前年度と比較して、2億2,460万1,000円、11.5%の増で、構成比は31.4%でございます。内訳としましては、1項社会福祉費が14億9,426万5,000円、2項児童福祉費が6億8,968万8,000円でございます。4款衛生費は4億4,850万5,000円で、前年度と比較して2,144万7,000円、5.0%の増で、構成比は6.4%でございます。内訳としましては、1項保健衛生費が1億6,754万4,000円、2項清掃費が2億7,670万円、3項水道費が426万1,000円でございます。5款農林水産業費は3億2,281万1,000円で、前年度と比較して596万1,000円、1.9%の増で、構成比は4.6%でございます。内訳としましては、1項農業費が2億9,296万3,000円、2項林業費が2,984万8,000円でございます。6款商工費は9,966万5,000円で、前年度と比較して3億4,491万4,000円、77.6%の減で、構成比は1.4%でございます。7款土木費は6億5,823万円で、前年度と比較して8,755万1,000円、11.7%の減で、構成比は、9.5%でございます。内訳としましては、1項土木管理費が8,249万5,000円、2項道

路橋梁費が3億2,305万円、3項河川費が2,315万円、4項住宅費が7,958万3,000円、5項下水道費が8,795万7,000円、6項浄化槽整備推進事業費が6,199万5,000円でございます。8款消防費は3億1,784万4,000円で、前年度と比較して183万2,000円、0.6%の減で、構成比は、4.6%でございます。9款教育費は7億8,052万8,000円で、前年度と比較して、2億7,663万4,000円、54.9%の増で、構成比は、11.2%でございます。内訳としましては、1項教育総務費が8,307万5,000円、2項小学校費が1億4,708万4,000円、3項中学校費が1億3,080万1,000円、4項社会教育費が1億5,367万7,000円、5項保健体育費が2億6,589万1,000円でございます。10款災害復旧費は4,000円で、前年度と同額でございます。構成比は、0.1%未満でございます。内訳としましては、1項農林水産施設災害復旧費が2,000円、2項公共土木施設災害復旧費が2,000円でございます。11款公債費は8億709万円で、前年度と比較して5,085万4,000円、6.7%の増で、構成比は11.6%でございます。12款予備費は1,053万円で、前年度と比較して、285万1,000円、21.3%の減で、構成比は、0.2%でございます。歳出合計は69億5,678万7,000円で、前年度と比較して、5億905万1,000円、7.9%の増でございます。

次の7ページをお願いします。第2表債務負担行為でございます。乗合タクシーシステム使用料として、令和8年度から令和12年度で限度額を931万6,000円とし、投票用紙計数機賃借料として令和8年度から令和10年度で限度額を161万1,000円とし、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料として令和8年度で、限度額を352万円とし、ふるさとセンター指定管理委託料として、令和8年度から令和12年度で、限度額を1,650万円とし、PFI事業委託料として、令和8年度から令和9年度で、限度額を13億円とするものでございます。

8ページをお開きください。第3表地方債でございます。起債の目的ごとの限度額をご説明いたします。ほ場整備事業4,700万円、保育所整備事業1,170万円、道路橋梁整備事業1億1,450万円、自然災害防止対策事業（道路）6,920万円、公営住宅等整備事業2,460万円、自然災害防止対策事業（河川）2,000万円、総合運動公園整備事業6,850万円、学校教育施設整備事業5,860万円、消防防災施設整備事業1,110万円、過疎対策ソフト事業7,000万円でございます。いずれも年利4.0%以内の利率としております。10ページと11ページは、歳入歳出予算の事項別明細書でございます。12ページをお願いいたします。

歳入の内訳でございます。主なものについて御説明いたします。1款町税、1項町民税は、3億3,792万7,000円で、前年度より699万9,000円、2.1%の増となっております。個人が2億7,957万9,000円、法人が5,834万8,000円でございます。中段、2項1目固定資産税は9億3,197万2,000円で、前年度より1億1,936万5,000円、14.7%の増で、土地、家屋、償却資産分でございます。14ページ中段をお願いします。7款1項1目地方消費税交付金は、2億1,000万円で前年と同額でございます。15ページ上段をお願いします。11款1項1目地方交付税は21億9,000万円で、

前年度より5,000万円、2.3%の増となっております。普通交付税が20億円、特別交付税が1億9,000万円でございます。18ページ上段をお願いします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫補助金は、5億9,440万7,000円で前年度より1億2,783万円、27.4%の増で、1節社会福祉費国庫負担金の障害者総合支援給付費国庫負担金として2億59万9,000円、障害児入所給付費等国庫負担金として6,303万6,000円などでございます。19ページ上段をお願いします。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は1億5,919万2,000円で前年度より1億3,806万3,000円、653.4%の増で、1節総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金として7,288万円、社会資本整備総合交付金（旧庁舎等解体事業分）として7,129万6,000円などでございます。25ページ中段をお願いします。17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は778万8,000円で前年度より772万1,000円、11,523.9%増で、1節利子及び配当金の国債運用による利子増などで財政調整基金利子として292万9,000円、ふるさとづくり基金利子として417万2,000円などでございます。26ページ中段をお願いします。19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、3億7,300万円で、前年度より1億1,300万円、43.5%の増、3目ふるさとづくり基金繰入金3,264万8,000円で、前年度より皆増、5目減債基金繰入金7,000万円で、前年度より皆増、14目ふるさとなんかん応援寄附金繰入金6,249万5,000円で、前年度より5,749万5,000円、1,149.9%の増でございます。30ページをお願いします。22款町債につきましては、8～9ページの第3表、地方債でご説明したもので合計額が4億9,520万円で前年度より、1億8,880万円、27.6%の減でございます。

31ページからは歳出でございます。人件費を除いた主なものをご説明いたします。38ページ下段をお願いします。2款総務費、1項総務管理費の7目企画費の12節委託料に、乗合タクシー運行委託料として2,659万1,000円、次ページ上段のu k a r a オープンセレモニー等委託料として276万5,000円、u k a r a 開館ブランディング業務委託料として165万円を計上しております。41ページ下段をお願いします。12目電子計算費の11節役務費にガバメントクラウド利用料として1,675万7,000円、12節委託料に基幹系システム標準化・共通化対応委託料として6,878万8,000円を計上しております。

43ページ中段をお願いします。16目まちづくり推進事業費の12節委託料に旧庁舎等解体工事の測量設計委託料として2,652万2,000円、14節工事請負費に旧庁舎等解体工事として1億8,300万6,000円を計上しております。51ページをお願いします。4項選挙費、5目町長選挙費は、報酬等として総額915万4,000円、9目町議会議員一般選挙費は、報酬等として総額2億98万9,000円を計上しております。57ページ上段をお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の19節扶助費に障害者総合支援給付費として3億97,54万8千円、障害児通所支援給付費として126,072千円などを計上しております。64ページ中段をお願いします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の18節負担金、補助及び交付金に、私立保育所等給付費負担金として3億1,125万6,000円、65ページ上段、保育所等大規模改修費補助金として3,522万8,000円、2目児童措置費の19節扶助費に児童手当1億8,360万円を計上しております。7

6 ページ上段をお願いします。5 款農林水産業費、1 項 農業費、4 目農地費は、1 8 節負担金、補助及び交付金に多面的機能支払事業として、3, 4 0 3 万 9, 0 0 0 円、県営土地改良事業費負担金として4, 7 0 2 万 4, 0 0 0 円を計上しております。8 7 ページ中段をお願いします。7 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費は、1 4 節工事請負費に町道等の改良・舗装補修工事として1 億 4, 1 2 1 万 5, 0 0 0 円を計上しております。3 項河川費、3 目河川維持費は、1 4 節工事請負費に維持工事として2, 3 0 0 万円を計上しております。次ページ下段になりますが、4 項住宅費、1 目住宅管理費は、1 2 節委託料に P F I アドバイザリー業務委託料として8 9 4 万 3, 0 0 0 円、次ページ上段になりますが、1 4 節工事請負費に松風団地外壁改修工事として4, 0 3 6 万 8, 0 0 0 円を計上しております。8 9 ページ下段をお願いします。8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費は、1 8 節負担金、補助及び交付金に有明広域行政事務組合消防費負担金として1 億 9, 4 3 4 万 4, 0 0 0 円を計上しております。2 目非常備消防費は、1 節報酬に消防団員報酬として1, 7 5 5 万円、出動報酬として9 7 4 万 2, 0 0 0 円を計上しております。9 2 ページ中段をお願いします。5 目防災管理費は、1 2 節委託料にハザードマップ作成委託料として7 7 8 万 8, 0 0 0 円、次ページ上段になりますが、1 8 節負担金、補助及び交付金にがけ地近接等住宅移転事業費補助金1, 2 0 7 万 1 千円、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金として3, 0 0 0 千円を計上しております。9 9 ページ下段をお願いします。9 款教育費、2 項小学校費、2 目教育振興費は、1 8 節負担金、補助及び交付金に給食費無償化補助金として9 1 2 万 4, 0 0 0 円を計上しております。1 0 2 ページ下段をお願いします。3 項中学校費、2 目教育振興費は、1 8 節負担金、補助及び交付金に給食費無償化補助金として5 8 2 万 2, 0 0 0 円を計上しております。1 0 6 ページ中段をお願いします。4 項社会教育費、4 目図書館費は、1 7 節備品購入費に図書館用自動車として5 1 5 万 3, 0 0 0 円、施設用備品として4 4 1 万 6, 0 0 0 円、図書として1, 3 3 0 万円を計上しております。1 1 2 ページ中段をお願いします。5 項保健体育費、9 目社会体育施設等費は、総合運動公園整備事業で1 2 節委託料に測量設計委託料として1, 0 0 0 万円、1 4 節工事請負費に施設整備工事として1 億 2, 7 0 0 万円を計上しております。1 1 3 ページ中段をお願いします。1 1 款1 項公債費、1 目元金は2 2 節償還金、利子及び割引料に、地方債元金償還金として7 億 6, 9 5 6 万 8, 0 0 0 円、2 目利子は2 2 節償還金、利子及び割引料に、地方債利子償還金として3, 6 6 7 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

以上でご説明を終わります。御審議の上御承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） 「第1 9 号議案、令和7 年度南関町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1 3 億 4, 1 5 8 万 2, 0 0 0 円と定めるものでございます。前年度と比較し、4 9 5 万 2, 0 0 0 円、0. 4 %減の予算編成とさせていただきます。

2 ページをお願いします。歳入でございます。1 款1 項国民健康保険税は、1 億 6, 5 8 0 万 5, 0 0 0 円で、前年度と比較しまして、3 3 2 万 4, 0 0 0 円、2. 0 %の増で予算全体に対する構成比は1 2. 4 %でございます。2 款使用料及び手数料は、1 項手数料5 万円で前年度と同額で、構成比は、0. 1 %未満でございます。5 款県支出金は、1 項県負担金・補助金 1

0 億 4, 1 2 0 万 2, 0 0 0 円で前年度と比較しまして、1, 0 4 0 万円、1. 0 %の減で、構成比は、7 7. 6 %でございます。6 款財産収入は、1 項財産運用収入 9 万 6, 0 0 0 円で、前年度と比較しまして 9 万 3, 0 0 0 円増額で、構成比は、0. 1 %未満でございます。7 款 繰入金。前年度と比較しまして、2 2 2 万 8, 0 0 0 円、2. 2 %の増で、構成比は、7. 6 %でございます。内訳としましては、1 項他会計繰入金が 1 億 1 7 7 万 8, 0 0 0 円、2 項基金繰入金が 1, 0 0 0 円でございます。8 款繰越金は、3, 0 0 0 万円で前年度と同額で、構成比は 2. 2 %でございます。9 款諸収入は、2 6 5 万 1, 0 0 0 円で、前年度と比較しまして、1 9 万 7, 0 0 0 円 6. 9 %の減で、構成比は、0. 2 %でございます。内訳としましては、1 項延滞金、加算金及び過料が 1 0 万 2, 0 0 0 円、3 項雑入が 2 5 4 万 9, 0 0 0 円でございます。歳入合計は、1 3 億 4, 1 5 8 万 2, 0 0 0 円で、前年度と比較して、4 9 5 万 2, 0 0 0 円、0. 4 %の減でございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款総務費は、8 6 7 万 4, 0 0 0 円で、前年度と比較して、3 1 万 5, 0 0 0 円、3. 8 %の増で、構成比は 0. 6 %、内訳としましては、1 項総務管理費 8 5 1 万 1, 0 0 0 円、3 項運営協議会費 1 6 万 3 千円でございます。2 款保険給付費は、9 億 9, 1 5 3 万 3, 0 0 0 円で、前年度と比較して、9 6 8 万円 1. 0 %の減、構成比は 7 3. 9 %でございます。内訳としましては、1 項療養諸費 8 億 4, 7 4 3 万円、2 項高額療養費 1 億 4, 0 7 0 万円、4 項葬祭諸費 4 0 万円、5 項移送費 1, 0 0 0 円、6 項出産育児諸費 3 0 0 万 2, 0 0 0 円でございます。3 款国民健康事業費納付金は、2 億 5, 7 3 4 万 1, 0 0 0 円で、前年度と比較して、3, 0 7 8 万円、1 0. 7 %の減、構成比は 1 9. 2 %でございます。内訳としましては、1 項医療給付費分 1 億 8, 7 5 8 万 3, 0 0 0 円、2 項後期高齢者支援金等分 5, 4 3 9 万 1, 0 0 0 円、3 項介護納付金分 1, 5 3 6 万 7, 0 0 0 円でございます。5 款保健事業費は、2, 2 6 0 万 8, 0 0 0 円で、前年度と比較して、9 7 万円、4. 5 %の増で、構成比は 1. 7 %でございます。内訳としましては、1 項特定健康診査等事業費 9 4 5 万円、2 項保健事業費 1, 3 1 5 万 8, 0 0 0 円でございます。6 款基金積立金は、4, 0 0 9 万 6, 0 0 0 円で、前年度と比較して、4, 0 0 9 万 3, 0 0 0 円増額で、構成比は、3. 0 %でございます。8 款諸支出金は、1 項償還金及び還付加算金 1 0 0 万 1, 0 0 0 円で前年度と同額で、構成比は 0. 1 %未満でございます。9 款 1 項共同事業拠出金は、1, 0 0 0 円で、前年度と同額で、構成比は 0. 1 %未満でございます。1 0 款 1 項予備費は、2, 0 3 2 万 8, 0 0 0 円で前年度と比較して、5 8 7 万円 2 2. 4 %の減で、構成比は 1. 5 %でございます。歳出合計金額は、1 3 億 4, 1 5 8 万 2, 0 0 0 円で、前年度と比較して 4 9 5 万 2, 0 0 0 円、0. 4 %の減でございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。款、項、目、節の部分の主なものについてご説明申し上げます。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税。1 節医療給付費分現年課税分は 1 億 1, 3 8 8 万 3, 0 0 0 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分は 4, 0 0 2 万 4, 0 0 0 円で、3 節介護納付金分現年課税分は 1, 0 5 9 万 8, 0 0 0 円を見込んでいるところでございます。5 款県支出金、1 項県負担金、・補助金、1 目保険給付費交付金。1 節普通交付金 9 億 8, 5 3 2 万円、1 節特別交付金 5, 5 8 8 万 2, 0 0 0 円を見込んでいるところでございます。7 ページをお願いいたします。7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1

目一般会計繰入金。1節保険基盤安定繰入金6,943万5,000円、4節財政安定化支援事業繰入金2,182万円を見込んでいるところでございます。8ページをお願いいたします。8款1項2目1節繰越金3000万円で、前年度繰越金でございます。

10ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。中段の2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、18節負担金補助及び交付金8億4000万円、前年度と同額を見込んでいるところでございます。同じく2款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、1億4,040万円で、前年度と比較して、960万円6.4%の減を見込んでいるところでございます。11ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費1億8,758万3,000円、前年度と比較して2,460万6,000円、11.6%の減となっております。2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は5,439万1,000円、5.2%の減となっております。12ページをお願いします。3項1目介護納付金分1,536万7,000円、17.2%の減となっております。13ページをお願いします。6款1項1目基金積立金、財政調整基金利子とあわせまして4,009万6,000円の基金積み立てを見込んでおります。これは県が決定します国民健康保険事業費納付金の減が主な要因でございます。14ページをお願いします。下段の10款1項1目予備費2,032万8,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君） 「第20号議案、令和7年度南関町介護保険事業特別会計予算について」御説明いたします。1ページをお願いいたします。第1条の第1項で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億2,061万6,000円と定めるものでございます。2ページをお願いいたします。歳入でございます。1款保険料は、2億2,625万7,000円でございます。前年度と比較しまして、69万2,000円、0.3%の増で、予算全体に対する構成比は15.9%でございます。2款使用料及び手数料は1万円でございます。前年度と同額で、構成比は0.1%未満でございます。3款国庫支出金は3億8,441万8,000円でございます。前年度と比較しまして、28万4,000円、0.1%の増で、構成比は27.1%でございます。内訳としましては、1項国庫負担金が2億3,794万1,000円、2項国庫補助金が1億4,647万7,000円でございます。4款支払基金交付金は3億6,775万6,000円でございます。前年度と比較しまして、139万2,000円、0.4%の増で、構成比は25.9%でございます。5款県支出金は、1億9,800万8,000円でございます。前年度と比較しまして、183万1,000円、0.9%の増で、構成比は、13.9%でございます。内訳としましては、1項県負担金が1億8,778万8,000円、3項県補助金が1,022万円でございます。6款財産収入は6万6,000円でございます。前年度と比較しまして、6万4,000円、3,200%の増です。構成比は0.1%未満でございます。7款繰入金は2億2,299万9,000円でございます。前年度と比較しまして370万4,000円、1.7%の増で、構成比は15.7%でございます。内訳といたしまして、1項一般会計繰入金2億1,299万9,000円、2項基金繰入金が1,000万円

でございます。8款繰越金は1,500万円でございます。前年度と比較しまして、500万円、50%の増で、構成比は1.1%でございます。9款諸収入は610万2,000円でございます。前年度と比較しまして168万4,000円、38.1%の増で、構成比は0.4%でございます。内訳としましては、1項延滞金加算金及び過料が3,000円、3項雑入が14万3,000円、4項予防給付収入が595万6,000円でございます。歳入合計は14億2,061万6,000円で、前年度と比較して1,465万1,000円、1%の増でございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費は2,460万5,000円で、前年度と比較して269万9,000円、12.3%の増で、予算全体に対する構成比は1.7%でございます。内訳としましては、1項総務管理費が122万6,000円、2項徴収費が59万9,000円、3項介護認定審査会費が2,278万円でございます。2款保険給付費は13億994万4,000円で、前年度と比較して6万2,000円、0.1%の増で、構成比は92.2%でございます。内訳としましては、1項介護サービス等諸費が11億9,900万4,000円、2項介護予防サービス等諸費が4,095万8,000円、3項その他諸費が120万円、4項高額介護サービス等費が2,858万円、5項改高額医療合算介護サービス等費が365万円、6項特定入所者介護サービス等費が3,655万2,000円でございます。4款地域支援事業費は7,741万3,000円で、前年度と比較して795万9,000円、11.5%の増で、構成比は5.5%でございます。内訳としましては、1項、介護予防生活支援サービス等サービス事業費が3,131万7,000円、2項一般介護予防事業費が2,074万2,000円、3項包括的支援事業任意事業費が1,239万2,000円、4項居宅介護支援事業費が1,287万8,000円、5項その他諸費が8万4,000円でございます。5款基金積立金は6万6,000円、前年度と比較しまして、6万4,000円、3,200%の増で、構成比は0.1%未満でございます。6款諸支出金は15万1,000円でございます。前年度と同額で、構成比は0.1%未満でございます。8款予備費は843万7,000円で、前年度と比較して386万7,000円、84.6%の増で、構成比は0.6%でございます。歳出合計は14億2,061万6,000円で、前年度と比較して、1,465万1,000円、1%の減でございます。4ページ、5ページは、歳入歳出予算の事項別明細書でございます。

次に、6ページをお願いいたします。6ページからは、歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明申し上げます。上段、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節特別徴収保険料は2億850万4,000円で、介護保険料の基準額は月額6,100円、対象者は3,221名を見込んでいるところでございます。2節普通徴収保険料1,745万3,000円で、対象者は428名を見込んでおるところでございます。3段目、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分は2億3,794万1,000円を見込んでおるところでございます。下段、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金は1億1,967万7,000円を見込んでいるところでございます。7ページをお願いいたします。2段目の4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分は3億5,368万2,000円を見込んでいるところでございます。3段

目の、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分は1億8,778万8,000円を見込んでいるところでございます。8ページをお願いいたします。2段目、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節介護給付費繰入金は、1億6,374万2,000円を見込んでいるところでございます。

10ページからは歳出内容の説明でございます。主なものについて、主なものについて御説明申し上げます。11ページをお願いいたします。下段、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金は4億3,400万円で、前年度と比較しまして、0.1%の減です。一つ当たり、3,616万6,646円を見込んでいるところでございます。12ページをお願いいたします。2行目、3目施設介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金は、4億800万円で前年度から7.4%の増、一月当たり3,400万円を見込んでいるところでございます。6行目、7目居宅介護サービス計画給付費、18節負担金、補助及び交付金は5,300万円で前年度から13.1%の減、一月当たり441万6,666円を見込んでいるところでございます。8行目、9目地域密着型介護サービス給付費、18節負担金補助及び交付金は3億円で前年度から0.2%の減、一月当たり2,500万円を見込んでいるところでございます。13ページをお願いいたします。2段目の2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金3,000万円、前年度から53.8%の増で、一月当たり250万円を見込んでいるところでございます。14ページをお願いいたします。2段目の2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、18節負担金、補助及び交付金2,850万円、前年度から5.6%の増で、一月当たり237万5,000円を見込んでいるところでございます。15ページをお願いいたします。上段の2款保険給付費、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、18節負担金、補助及び交付金3,650万円、前年度から1.4%の増で、一月当たり104万1,666円を見込んでいるところでございます。最下段、4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、18節負担金、補助及び交付金2,366万8,000円、前年度から27.9%の増で、一月当たり197万2,33円を見込んでいるところでございます。17ページをお願いいたします。中段の4款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、12節委託料2,000万6,000円で主なものといたしまして、体力アップ教室委託料1,992万3,000円で前年度から1.8%の減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） 「第21号議案、令和7年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について」御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,346万3,000円と定めるものでございます。前年度と比較し、802万5,000円、4.3%増の予算編成とさせていただきます。2ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項後期高齢者医療保険料、1億2,867万9,000

円で、前年度と比較しまして954万円、8.0%の増で、予算全体に対する構成比は、66.5%でございます。2款使用料及び手数料は1項手数料1万円で、前年度と同額、構成比は0.1%未満でございます。3款繰入金は、1項一般会計繰入金6,436万円で、前年度と比較しまして151万5,000円、2.3%の減で、構成比は33.3%でございます。4款1項繰越金は1,000円で、前年度と同額、予算全体に対する構成比は0.1%未満でございます。5款諸収入は41万3,000円で、前年度と同額で、構成比は0.2%でございます。内訳としまして、1項延滞金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金41万円、4項雑入1,000円でございます。歳入合計は1億9,346万3,000円で、前年度と比較して802万5,000円、4.3%の増でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費は2項徴収費38万8,000円で、前年度と比較しまして11万2,000円、40.6%の増で、構成比は0.2%でございます。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1億9,266万円で、前年度と比較しまして791万3,000円、4.3%の増で、構成比は99.6%でございます。3款諸支出金は1項償還金及び還付加算金41万円で、前年度と同額で、構成比は0.2%でございます。4款1項予備費は5,000円で前年度と同額でございます。構成比は0.1%未満でございます。歳出合計は1億9,346万3,000円で、前年度と比較して802万5,000円、4.3%の増でございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものを御説明申し上げます。1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分9,264万8,000円でございます。2目普通徴収保険料、1節現年度分3,603万円でございます。中段下の3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目1節保険基盤安定繰入金は6,398万2,000円を見込んでいるところでございます。8ページをお願いいたします。歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金、1億9,266万円を計上しております。内訳は被保険者保険料負担金1億2,867万8,000円、基盤安定負担金6,398万2,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） 「第22号議案、令和7年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について」御説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ1,323万7,000円とするものでございます。前年度と比較しまして、393万7,000円、22%の減の予算編成とさせていただいております。2ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款財産収入、1項財産売払収入として1,323万7,000円を計上するものでございます。3ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款事業費、1項宅地分譲事業費として1,323万7,000円を計上するものでございます。4ページ5ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書でございます。6ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款1項1目1節の土地売払収入として1,323万7,000円を計上しております。7ページをお願いいたします。歳出につきまして、1款

1 項 1 目の宅地分譲事業費を、歳入と同じく 1, 3 2 3 万 7, 0 0 0 円を一般会計、繰出金として計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（田口明君） 「第 2 3 号議案、令和 7 年度南関町下水道事業予算について」御説明いたします。1 ページをお願いいたします。第 1 条は総則です。第 2 条は業務の予定量です。水洗化戸数 1, 5 0 4 戸、年間処理水量は 4 6 万 2, 0 3 2 立方メートル。1 日平均水量 1, 2 6 6 立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業としましては、公共枅の設置工事に 7 0 万円、公共浄化槽設置工事に 5, 0 0 1 万 5, 0 0 1 万円を予定しております。

第 3 条は収益的収入及び支出の予定額について定めるものです。収入より御説明いたします。第 1 款下水道事業収益として、営業収益など 1 億 4, 8 9 7 万 1, 0 0 0 円を見込んでおります。第 2 款浄化槽事業収益として営業収益など 1 億 3, 7 8 3 万 4, 0 0 0 円を見込んでおります。2 ページをお願いいたします。次に支出でございます。第 1 款下水道事業費用として営業費用など 1 億 4, 8 9 7 万 1, 0 0 0 円を予定しております。第 2 款、浄化槽事業費用として営業費用など 1 億 3, 7 8 3 万 4, 0 0 0 円を予定いたしております。第 4 条は資本的収入及び支出の予定額について定めるものです。収入より御説明いたします。第 1 款下水道資本的収入として 3, 1 3 9 万 2, 0 0 0 円を見込んでおり、内訳としましては、建設回建設改良事業にかかり、企業債 6 0 0 万円、補助金 5 2 6 万円などであります。第 2 款浄化槽資本的収入として 5, 5 1 8 万 1, 0 0 0 円を見込んでおり、内訳としましては、建設改良事業に係る企業債 3, 1 6 6 万 6, 0 0 0 円、補助金 1, 9 6 1 万 4, 0 0 0 円などであります。

3 ページをお願いいたします。次に支出でございます。第 1 款下水道資本的収支といたしまして、6, 1 2 1 万 6, 0 0 0 円を見込んでおり、内訳としましては、施設整備にかかる費用 1, 9 2 2 万 1, 0 0 0 円、企業債償還金 4, 1 9 9 万 5, 0 0 0 円であります。第 2 款浄化槽資本的支出といたし、支出として 7, 8 0 2 万 2, 0 0 0 円を見込んでおり、内訳としましては、施設整備にかかる費用 5, 0 0 1 万円、企業債償還金 2, 7 8 1 万 2, 0 0 0 円などあります。第 5 条から 9 条は企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用。議会の議決を得なければ、流用することのできない経費、他会計からの補助金についてそれぞれ定めるものです。5 ページ以降は、下水道事業予算実施計画等の資料でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 「第 2 4 号議案、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」提案理由及び議案の御説明をいたします。地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに荒尾市及び長洲町を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。提案理由は、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第 3 項の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基

づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

変更する規約は、次のとおりでございます。熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約熊本広域行政不服審査会共同設置規約（平成28年告示第208号）の一部を次のように変更する。第1条中「熊本市」の次に「、荒尾市」を「南関町」の次に「、長洲町」を加える。附則としまして、この規約は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） ここで説明の途中ですが、10分間の休憩をとります。

—————○—————

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の途中でありましたのでこれを続行します。まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） 「第25号議案、熊本市及び南関町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」提案理由及び議案の説明を行います。地方自治法第252条の2第1項の規定により、熊本市と南関町との間における事務の処理にあたり連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結するものです。提案理由としましては、連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページを御覧ください。熊本市及び南関町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約につきまして、第1条に、熊本市及び南関町が連携して、圏域全体の経済を牽引するとともに、生活機能を高めることにより住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても、持続可能で、魅力的な圏域の形成に資することを目的とすることとし、第2条にその目的を達成するために、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、様々な取組において役割分担し連携を図ることを基本方針とするものでございます。第3条に連携する取組及び役割分担としまして、政策分野ごとに、次ページの別表第1から第3に来て記載をしております。第4条は、費用分担について協議して定めるものとし、第5条では、連絡調整のための連絡会議を開催することとしております。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 「第26号議案、工事請負契約の締結について」提案理由及び議案の説明をさせていただきます。今回御提案いたします工事請負契約の締結は、町道立山線道路地すべり災害復旧工事でございます。提案理由は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事または製造請負については、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。なお、この工事は指名競争入札により請負業者が決定したもので、令

和7年2月28日に仮契約を締結いたしております。工事名は町道立山線道路地すべり災害復旧工事。工事場所は南関町大字関外目地内で、契約金額は消費税を含んだ額で9,515万円でございます。契約の相手方は、熊本県玉名郡南関町大字関町1236番地、津留建設株式会社代表取締役、津留克也でございます。工事の概要は、地すべり被災区間延長91.2メートルを復旧するもので、法面を整形した後、地盤にアンカー57本を出し固定し、468名平米のモルタル吹きつけで仕上げるものでございます。工期につきましては、議会の議決を得た日から日の翌日から令和7年3月31日までとし、財務局から抑制承認を得られた後、令和7年12月26日まで延伸する予定としております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 「第27号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」提案理由及び内容を説明させていただきます。南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。また委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字関下1588番地10。氏名、坂本裕美。生年月日、昭和25年5月30日生まれでございます。

提案理由の御説明を申し上げます。坂本裕美氏の南関町固定資産評価審査委員会委員の任期が令和7年3月14日をもって満了となるため、南関町固定資産評価審査委員会委員として再度選任したいので同意をお願いするものでございます。坂本裕美氏は昭和44年に専修大学玉名高等学校を卒業され、昭和46年から南関町役場に勤務されました。平成22年12月に退職されるまでの39年間で、社会教育課長、福祉生活課長、町民課長、議会事務局長を歴任されました。また、税務業務については、税務課、収納係長を始めとして12年6か月にわたり勤務され、退職後は区長を務められるなど、地域活性化地域活動にも貢献されております。このように、税務業務についての経験が豊富であり、人格識見とも立派な方で、本審査委員会委員として、平成31年3月から就任していただいていることから、経験もあり、適任の方と思われますので、御提案を申し上げる次第でございます。同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「第28号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」提案理由及び内容を説明させていただきます。南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字肥猪140番地。氏名、森秋光。生年月日、昭和25年10月24日生まれでございます。

提案理由の御説明を申し上げます。現在、南関町固定資産評価審査委員会委員である西島文郎氏及び大原マツ子氏が令和7年3月14日をもって、同審査委員会、委員任期満了となるため、次期の南関町固定資産評価審査委員会委員を選任する必要があるためでございます。

森秋光氏は、昭和44年3月に南関高校を卒業され、昭和45年に中央大学法学部に入学、昭和53年3月に卒業され、昭和55年2月から森秋光司法書士事務所を開業、令和4年12

月に閉業されるまでの４２年間勤務されました。また、平成１４年２月より南関町議会議員として就任され、平成１８年２月までの１期４年間、南関町の発展と住民の生活向上を目指し、御尽力頂いております。ほかにも、南関町社会教育委員、民生委員児童委員、南関町商工振興課、商工振興活性化審議会、南関町上下水道整備審議会、南関町民センター運営審議会の委員を歴任されるなど、地域活動にも貢献されており、司法書士土地家屋調査士としての経験が豊富で、人格識見とも立派な方であり、適任の方と思われますので、御提案申し上げる次第でございます。同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に「第２９号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」提案理由及び内容を説明させていただきます。南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第４２条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。また、委員の任期は３年でございます。

住所、南関町大字上坂下２０４５番地。氏名、多田隈祺紀。生年月日昭和２１年９月２０日生まれでございます。

提案理由の御説明を申し上げます。現在、南関町固定資産評価審査委員会委員である西島文郎氏及び大原マツ子氏が令和７年３月１４日をもって同審査委員会、委員任期満了となるため、次期の固定資産は南関町固定資産評価審査委員会委員を選任する必要があるためでございます。

多田隈祺紀氏は、昭和４０年３月に東海大学第二高等学校を卒業され、昭和４０年４月に、八幡大学法系学部、法律学科に入学、昭和４４年３月に卒業され、昭和４４年４月から港湾調査長九州港湾調査局に入庁。平成１９年４月に貸館されるまでの３８年間で、沖縄公安調査事務所長。熊本港湾調査事務所長を歴任されています。平成２０年４月に行政書士として開業され、そのほかにも保護司、熊本家庭裁判所、玉名支部長定員、熊本家庭裁判所、玉名支部、参与員を歴任され、南関町でも、南関町人権擁護委員心配事相談員、南関町福祉協議会幹事、南関町振興計画審議会委員。まちひとしごと創生総合戦略策定審議会委員を歴任されており、地域活動にも貢献されております。このように幅広い分野での経験も豊富で、人格識見とも立派な方であり、適任の方と思われますので、御提案申し上げる次第でございます。同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 議会運営委員会、委員長中村正雄君。

○６番議員（中村正雄君） 「委員会提案議案第１号、南関町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由と、議案の内容を説明いたします。提案理由、法律の改正に伴い、南関町議会個人情報保護条例を一部改正する必要があるためです。

次のページをお願いします。南関町議会個人情報保護条例（令和５年条例第１０号）の一部を次のように改正する。第２条第８項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。第１８条第２項中、「福利厚生」を「報酬又は福利厚生」に改める。第１９条第１項中、「議会の保有する」を削る。第３９条第１号イ中、「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。附則、この条例は令和７年４月１日より施行する。

以上で議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君）

以上で提案理由の説明を終了します。

日程第26、一般質問を行います。発言の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（立山秀喜君） 一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

10番議員の質問を許します。10番議員。

○10番議員（山口純子君） 皆様こんにちは。10番議員の山口です。先に通告しておりました一般質問を行います。

まず初めに、町内の各種団体の現状と課題についてお尋ねします。一つ目としまして、行政が関わってきた団体等の構成員の人数の変遷と現状について、行政として課題の取組の考えをお尋ねします。

二つ目としまして、各地において人口減少、少子化、働き方の変化に伴い団体の現状も弱小化しております。ボランティアを主体とする団体等、形を変えた取組もあると聞いているが、町としては、現状を再構築するのか、また新しい形でのまちづくりを目指すかを尋ねます。

初めに申しておきますが、今回の私の一般質問は、行政をはじめ、団体、個人の責任やこれまでの経緯等を問うものではございません。少子高齢化や、大都市中心の人口形態と国から公表される消滅市町村の現実を考えると、町内の団体等の推移も知るべきだと思っております。ただ、現在も行政と町民とつくり上げてきた様々な団体が、現在でも弱体しながらでも活動している現実があります。時代背景を考えますと、地域婦人会、青年団、老人会、子ども会、様々な団体が日常の楽しみとして、活動してきたことは紛れもない事実でありますので、町のお考えをお尋ねします。

後の質問は自席で行います。

○議長（立山秀喜君） 10番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 10番山口純子議員の「町内の各種団体の現状と課題について」の質問にお答えいたします。

まず、1「行政がかかわってきた団体等の構成員の人数の変遷と現状について行政として課題の取り組みの考えを尋ねる。」にお答えします。本年は、昭和30年に南関町が誕生して70年という輝かしい年を迎えます。この間、産業構成比でも合併当初は第一次産業に多くを占めていた就業人口も、第二次産業、第三次産業へとシフトし、生活様式も変わり、若者世代の転出増加や少子高齢化と重なり、地域の担い手不足は深刻なものと受け止めております。現在、地域の後継者育成や地域活性化に向けた取り組みを進めていくために「南関町地域未来構想」を策定し、町としての方針を定めているところです。そのような中、本町には多くの団体が組織されていますが、主な団体での加入者数で申しますと、地域婦人会では、昭和51年度1,538名から令和6年度1,53名、老人クラブ連合会は、令和2年度330名から令和6年度191名、南関町消防団は発足当時から定数500名を令和4年度に、定数見直しにより450名の定数減となりましたが、令和6年度は定数を満たさず350名となっております。また、青年団につきましては、活動する青年層の加入がなく、現在は消滅している状態です。シルバー人材センターでは、健康寿命が延びたこともあり、70歳代半ばまで現役として

働かれる方が増えており、人材確保にも苦慮されている状況であります。町としましては、既存団体を守るために、さきに述べた団体を含め、60ほどの団体に補助金等として、1億4,934万3,000円を支出しております。主な内訳としましては、商工会へ500万円、シルバー人材センターへ224万7,000円、老人クラブ連合会へ90万8,000円、南関間消防団へ78万4,000円、地域婦人会へ31万8,000円、子ども会連合会へ20万円、文化協会へ30万円、民営保存会へ22万5,000円などでございます。また、後継者の育成につきましても、各種団体の皆さんとの情報交換を行いサポートに努めているところであります。

次に、2「各地において、人口減少、少子化、働き方の変化に伴い団体の現状も弱小化しておりボランティアを主体とする団体等、形を変えた取り組みもあると聞いているが、町としては、現状を再構築するのか。また、新しい形での町づくりを目指すのかを尋ねる。」にお答えします。町としましては、当然既存団体の存続を守ることに努めて参りますが、活動できなくなった団体の再構築は、かなりハードルが高いのではないかと考えております。先ほども申しましたが「南関町地域未来構想」を策定しておりますので、構想の目的であります、4つの小学校区を基本として、地域が持つそれぞれの特性を生かしつつ、南関町全体が持続可能なまちづくりを行政とともに進めていただけるよう住民のチャレンジを支えていく体制の構築に努めており、現在「住民による提案型事業」や「マルシェ開催事業」への補助を行なっております。このような中から、主体的にまちづくりに取り組む団体や個人が現れることを期待しておりますし、既存団体の存続、育成とともに新たな組織の支援にも努めて参りたいと考えております。

以上お答えしまして、この後のご質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。

また、詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） はい、ありがとうございました。私たちの所属している婦人会も本当に高齢化しまして、いろいろ少なくなっておりますけど、地域活動の現状としては、子ども支援や青少年の健全育成、高齢者や障害者の福祉、生活環境の保全、食育や食の安全、交通安全運動、防災運動、男女共同参画の推進、環境問題への取組、消費者問題の取組、選挙啓発隊活動、昨日も大陶器まつりでは婦人会としては一応、ご汁といろいろぜんざいをするように、活動しております。しかし、なかなか2日間じゃ働き手もおりませんので、1日にしましたけど、やはり私たちは町のため、いろんな活動をして参っております。またマスク作り、雑巾の配布、エコバッグ作り、共同料理作り、小学校にも指導に行っております。現状に即した活動を送ってきました。ただ現状は少子高齢化により、また、審議会の減少など、本当に衰退の一途をたどっております。中には共稼ぎでなかなか入れない、核家族の増加を考えると、現状維持が今やっとでございますけど、やはり先ほど町長もおっしゃいました青年団の解散も、消防団に若い人が入ってこない現状、また老人会の入会ですね、先ほど町長もおっしゃいましたけど、コミュニティの楽しさがないような感じになっております。町内においてはアクセス問題もありますし、町民が集まる楽しみや社会貢献できる町全体として考える最終の時期を迎えていると思っております。今現在、町として様々な団体や再構築の問題意識がございましたら、お答えをお願いします。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 山口議員の、再構築ということですが、先ほどの答弁でも申しましたが、今ある団体で活動いただいている団体は、まだ活動が盛んに行われている団体もありまして地域婦人会もそうだと思っておりますので、再構築というよりも、今の団体にもっと自分たちが楽しんでいただくことあたりも含めて、仲間づくりを盛んにしていただければ、会員が減少をたどるということじゃなく、もっと増やすことも可能じゃないかなと思っております。年齢層もそうですけれども、やはり自分たちの活動を今申されたようなことを理解されてる方がもうちょっと不足しているんじゃないかと思っておりますので、そういったすばらしい活動をされているということを皆さんに知っていただくと、もっともっと仲間が増えるんじゃないかと思っております。ということでもありますのでほかの団体もそうですが、やはり自分たちの活動をもっとPRされて、仲間づくりっていうことに取り組んでいただければ、再構築というよりも、今の団体がまだまだ盛んな活動ができるようになると思っておりますので、私たちはやっぱりそういった、組織づくりも含めて応援していきたいと思っておりますので、今ある団体についてはしっかりとまだ今の活動が続くように、そして組織が盛んになるように応援をしていければと思います。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） そのように、ぜひお願いしたいと思います。私たちもやはり若い人たちを加入させていただいてますけど、やっぱり新しいな仲間づくり、年代や家族を交えた集まりでもいいのではないかなと思っております。例えば、ボランティア団体、小さな農業の集まり、食の中心にした団体、サロンと、南関町の地域性を生かしたコミュニティ活動ですが、様々な考えを各地方の情報を入れながら実施し、ディスカッションしながらできればと思っております。ただ、今の現在の継続はなかなか、町長が応援しかりすると言われましたので、私たちもいろんな場面で老人会も加入してますし、商工会、いろんなもう本当に私自身は、そういう団体ボランティアが好きだもんでですね、皆さんに「ほら、もう加入してください」という推進はさせてもらっておりますけど、私が考える団体の継続の課題として私が1人で考えましたけど、やっぱり新しく入る人が減少してますね、人口減もありますし、補助金交付金を含め運営費の課題、やはり老人会も50万とか頂いておりますけど、なかなかその活動金が、活動が少ないんですかね。そして集合活動場所への交通のアクセスです、一番は。乗り合いバスとかがありますが、それでまず共稼ぎ形態による活動の困難、土日祝祭日が家族行動への移行になって、今から先のうから館が活動拠点になれるかを私は楽しみにしております。そして協働のまちづくりの中でボランティアの組織ができるのかなど、いろいろ心配しておりますけど、私が一番心配しているのは、今言ったうから館の活動拠点になるのかが、新しいまちづくり、人づくりの場になりますけど、交流センターの集まりでの憩いの場、うから館が今人々が集まって、病院、交流センター、非常に今活発的にいろんな行事がなさっておりますので、やはりこれからうから館がそういう場所になりうるか、町長はどう思われますかね、活動の場として。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。うから館は、子どもから高齢者の方が、いろんな世代が、いろんな自分たちの楽しみ、そして地域づくりの活動も含めてですけれども、総合的に集まっていた

いて、自分たちの目標に応じた活動ができる場になると思っております。ただいま交流センターもありますので、交流センターとうから館の使い分けといいますか、やっぱりそれぞれの団体が使いやすいような場所になっていけばいいと思いますので、今の交流センターを、そこをなかなか減っていくってということじゃなくて、交流センターからかうから館でということでありますので、それは両方をしっかりと活動がしやすいような体制をとっていきたいというふうに考えます。

○議長（立山秀喜君） 10 番議員。

○10 番議員（山口純子君） うから館の、私先ほども言いましたけどやはり交通のアクセスですね、そういうことで私も個人的に聞きますけど、300 円、今いろいろ交流センターでは火曜日に「歌謡友の会」などが行っておりますけど、やはり乗り合いバスを使いながら楽しみに行かれておりますけど、車をお持ちでない方がほとんど交流センターには「歌謡友の会」が行ってらっしゃるんですね。そしてお金の心配しないけど、やはり年金暮らしのように、一度町長に言ったことがありますけど、やはり今度うから館ができたら、バスの運行じゃないけどそういう無料バスとか設ける意思ありますか。無料といいますとちょっとう、イベントのときとか、そうじゃないとなかなか私たちの、大原地区、賢木地区、四ツ原地区とかの人たちが行きにくいと思うんですよ。車の乗りあいとかはやはり今、白タクになってなかなか、交通の乗せる人は少ないと思いますが、事故のことを考えたら、どう思われますかね、町長。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 質問の趣旨とはちょっと違うようですが。お答えしますが、うから館への乗り合いタクシーであるとか、バスを活用した、そこに行きやすいようにということでありますので、そういったことに関しては、今は乗りタクシーしかございませんが、将来的に考えたときには、今学校の在り方検討委員会というのも教育委員会のほうでは組織をつくって動いておられますので、それと直接連動するかどうか分かりませんが、将来的にはやっぱり子どもたちの動き、それと町民の皆さんの動きというのが、同じような、車とかそういったものを使ってでも、時間帯が変えて、動くということになれば、時間は小学生は朝と夕方ですけれども、一般の方はそうじゃなくて日中とかもそういったものも使えることになりますので、いろんな交通体系についても考えていく必要あるんじゃないかなと思っておりますが、その金額を300 円を幾らとかそこについては、まだその利用体系によって、本来であればもっと安いのが一番いいと思います。しかし、町の財源とかありますので、町としてもいろんな財源をまず増やして、そういった町民に還元でできるように、いろんな事業にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（立山秀喜君） 10 番議員。

○10 番議員（山口純子君） そうですね。うから館のこと余り思い過ぎて、ちょっとそっちのほうに行ってしまいましたけど、やはり団体さんが共稼ぎが多くなって、加入が本当に少なくなって、PTAなどの活動も本当に少人数のために草刈り等や住民の方々の協力を呼びかけられております。本当に私たちPTA、老人会、婦人会、夏休みで、最後の日にラジオ体操しようといって、地域の皆さんと一緒にそういう行事をしておりますけど、その中で私たちは草取りも、各4 校区でお手伝いしております。その団体がなくなってもやはり全ての呼びかけを、

一つ一つの老人会、婦人会じゃなくて今共同で、私たちしようと思っているんです。PTAさんと一緒に、そういった先ほど町長が言われましたように、私も60の団体の補助金を1億4,929万8,000円あると言うのも、改めて知りました。そしてこれから今弱体化した団体であっても、設立当時は大きな意味があったと思っております。それでもう何回も聞きますけど、諸先輩たちの思いを、意思を考えると、役目を果たしていたのか。まだまだ存在意識があるのか。全ての町民で共有しながら、町民で大きな課題になるかとは思っております。また町長も先ほどからいろいろと言われましたけど、やはり四つの小学校の基本が、南関町地域未来構想を策定しながら、いろんな団体を大切にしながら、もう消防も本当に今350人ですかね、500人あったのが、若者が減ったり、いろいろ家庭の諸事情で少なくなっているなど思いますが、団体といえば私たちはもう本当に青年団、婦人会、いろいろ思いましたけど、もっと団体のことだから聞いていいですかね。消防のことをちょっと、私はお聞きしたいと思います。なぜこんなように減ったか、人口が原因だと思いますけど、それをちょっと、消防のほう。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。消防のほうを担当してます、部署持ってます総務課のほうでございしますが、やっぱり子どもたちがまず減ってきたというのが一番ありますけども、就職されて外に出て行って、帰って来ている子どもたちがまずいないのが一番でございします。もともになる、青年層を呼び寄せたくても地域に残ってくれていないのが一つでございします。二つ目がせっかく残ってくれてる方たちがいらっしゃるんですけども、その方たちも勤め先が地元じゃなくて、町外のほうで勤められてまして、日中がいないということで、そういう方たちも半分ぐらいは入っておりますが、やっぱり半分は町に迷惑をかけるということで、消防団に入るのも少し、後ろめたい気持ちがありますもんで、加入をちょっと考えられているところでございします。一番大きなものはやっぱり地域に若い方の後継者ですね、その方がいらっしゃらなくなっているのが一番の原因かと考えております。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） そのようにもう全ては人口減とかですね、団体のことを私は質問をしますが、やはりこれから先はその現状維持ですね、私たち、老人会でもいろんなことで再加入じゃないけど、そういうことを進めながら、行っております。町としての今お考えや現状の課題も理解いたしました。それで全国市町村の問題でもある国の施策も大いに期待しておりますが、私たち町民一人一人がこの課題を自覚するよう、日常の生活もコミュニティも大切にして、まちづくりに協力していきたいと思い、質問を終わります。

○議長（立山秀喜君） 以上で、10番議員の一般質問は終了します。

続きまして、6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（中村正雄君） 皆さんこんにちは。6番議員の中村です。今回は、質問1項です。質問事項、子どもの権利について。質問の要旨、「子どもの権利条例」及び「こども基本法」では、すべての子ども・若者の権利が保障され、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

町の取組方についてお尋ねします。1、南関町こども計画について。2、いじめについて。3、不登校について。4、子どもの貧困について。5、虐待、自殺について。

以降の質問、追加質問については自席で行います。よろしくお願いします。

○議長（立山秀喜君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番中村正雄議員の「子どもの権利について」「子どもの権利条約」「こども基本法」では、すべての子ども・若者の権利が保障され、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指している。町の取り組みについて問う。の質問にお答えいたします。

まず、①「南関町こども計画」についてお答えします。本町では、すべての子ども・若者が、尊厳を重んじられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができるようになること、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことに繋げ、こども・若者及び子育て当事者の幸福追求を支援していくことを目指しています。計画の基本方針として（１）すべてのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする。（２）家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする。（３）こども・若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする。（４）こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施する。（５）関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う。（６）住民と共に未来を創る。を掲げ、国の「こども大綱」や熊本県のこども計画を踏まえ、現在、南関町こども計画を策定中であります。今後も、本計画に基づき、関係機関と連携しながら、すべての子ども・若者が健やかに成長し、自立できるよう推進して参ります。

次の、②「いじめ」について、③不登校については、教育長よりお答えいたします。

次に、④「子どもの貧困」について、お答えします。本町においても、子どもの貧困は重要な課題の一つと認識しており、この貧困問題は、「まわりに気づかれたくない」など、外部には相談しづらい悩みだと推測されます。現在、こども家庭センター（こども未来推進室内）では、各学校にて定期的に実務者会議を開き、貧困の可能性のある家庭の情報を収集、生活困窮の実態を把握するとともに、家庭訪問、状況の把握、助言、食品の配布等の個別支援を行っております。個別支援は、就労支援や家計管理など多岐にわたり、社会資源を活用しながら、その家庭が生活の安定を図れるよう支援に努めております。特に、ひとり親家庭は、ふたり親家庭より相対的に貧困率が高いと思われるため、支援が行き届くよう、社会福祉協議会、町ひとり親家庭福祉協議会と連携を図っております。令和4年度から、貧困対策として「食品・生理用品配布事業」を実施し、直接物品を配布する機会を設けており、これまで相談できなかった方などへも相談場所の存在を認識してもらう一助になることを期待しております。また令和5年度からは、熊本県が委託設置しているキッズケアセンターと連携し、支援が必要な家庭への食品配布を行っております。今後も、国や県の補助制度を活用しながら、地域の関係機関と連携を強化し、必要な支援を継続的に実施して参ります。

最後に、⑤「虐待、自殺」について、お答えします。南関町要保護児童対策地域協議会（略して要対協）にて、児童虐待もしくは児童虐待に類似する案件として町が把握し、各関係機関と連携しながら支援を行なっております。児童虐待には、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待があります。南関町では、こどものいる前で夫婦喧嘩をする面前DVが多く発生しており、これは心理的虐待にあたるものとなります。また、虐待にはあてはまらないが、類似する案件として支援している家庭もあり、こどもの発達特性によるもの、養育能力の低下、

保護者の精神疾患等様々な要因によって支援がないと子育てが成り立たない家庭も存在しております。町では、妊娠届時から行政が妊婦とその家庭に寄り添い、早期から対応することによって児童虐待の予防・早期発見に繋がることを大きな目的として、令和6年度より福祉課内に、児童福祉と母子保健が一体的に事業を行う「こども家庭センター」を設置しております。また、警察庁自殺統計データによりますと、南関町で令和元年度から令和5年度の間、5名の方が自殺により亡くなっていますが、児童生徒はこの中に含まれておりません。本町では、誰も自殺に追い込まれることのない南関町を実現していくために、町民一人ひとりが問題意識を持ち、悩みを抱えた人が孤立することなく、人と人とが繋がる町づくりを目指して「南関町自殺対策計画」を策定し、児童生徒への取り組みとして、SOSの出し方に関する教育の推進、スクールカウンセラーの配置、不登校児童生徒等への支援、ヤングケアラーへの支援などを行っております。今後も、児童虐待、自殺予防の観点から、小中学校をはじめ各関係機関との連携を強化し支援を行って参ります。

以上お答えしまして、この後のご質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。
また、詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（永杉尚久君） 皆さんこんにちは。6番中村正雄議員の「子どもの権利について」②「いじめ」について、お答えします。

本町の直近3か年におけるいじめ認知件数の推移は、令和3年度は2件（小学校1件・中学校1件）、4年度は4件（小学校4件・中学校0件）、昨年度は6件（小学校5件・中学校1件）となっております。いじめについては、小さな異変を察知して見守っていくという教員の姿勢を心がけ、いじめや差別をなくす取組については、各学校で道徳の時間や人権集会等を実施して、指導の充実を図っております。更に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に担当者をおき複数の教職員で見とっていく体制づくりや、定期的に生活アンケートをとり、教育相談を行うなど、子どもたちの声を聞き取りながら取り組んでおります。教育委員会におきましても、本年1月に対応のマニュアルやフローを作成し、いじめ防止基本方針の内容充実を行いました。校長を中心に、危機管理意識を高く持ち、チームで対応する取組を確立し、いじめの未然防止や危機管理に向けた教職員の意識改革や資質の向上を図っております。また、いじめや差別を受けた児童生徒に対して、その後の様子を注意深く見守り、担任、養護教諭やスクールカウンセラー（SC）等が対応に当たり、心のケアに努めております。

次に、③「不登校」について、お答えします。登校したくてもできない不登校の問題は、昨今、学校教育を取り巻く大きな課題の一つとなっており、コロナ禍から増加した不登校の問題については、総合教育会議におきましても話題となるなど、課題解決に向けた取組の重要性を改めて実感しているところです。児童生徒が不登校となる要因としましては、家庭環境や親子関係、対人関係、学力不振などが複合する場合もあり、学校以外の関係機関とも連携を密にし、個々の状況を十分把握する中で、その状況に応じた個別的、そして継続的な支援を効果的に行うことが重要であると考えております。また、多様性の時代と言われる今日にあっては、不登校の問題解決に向けて、これまでの考え方を一方的に押しつけるのではなく、児童生徒の将来にとって、何が大切かを念頭に置き、個々の特性を文字、本人や家族の気持ちに寄り添いなが

ら、長期的な視野を持って対応していくことも重要な視点であると捉えております。

以上、お答えしまして、この後の質問に対しましては、自席からお答えいたします。また、詳細につきましては担当課長よりお答えいたします。

○議長（立山秀喜君） 6 番議員。

○6 番議員（中村正雄君） それでは追加質問に入ります。私はこのことを子どもの権利についてのテーマについて、以前から、早く質問したいなというふうに思っていた次第です。といいますのは、子ども権利条約っていうのは国連で採択されたんですけども、1989年、平成元年ということで、もう30年以上も前に出てるんです。日本も5年後に批准しました。批准というのは、国家として同意しましたという意味合いなんですけども、それで同年5月には、日本もこれに同意して、我が国の中で効力が生じますよっていうのを、国内に通知をしたということなんですね。ところが、そのあと動きがなくて、要は国内法の整備がそう進まなかったんですね。国連からも早く理念を実現するために、国内法や政策の整備が早くやりなさいっていうのだった指摘を受けてました。それでNGOなんかも、かなり日本を不十分だというふうに批判をしておりましたけども、それから2022年、最近ですよ。やっとこども基本法が設定されて、翌年にはこども家庭庁ができて、そしてこども大綱、こども未来戦略など、次々と子ども関係の政策が急激に動いたというのが実態としてあります。引き金は、少子化と人口減少対策ということだと思いますけども、いずれにしても日本が子どもに対する政策が、国家の将来を左右する重要な要素として位置づけられたんですね。やっと国家戦略になったのかなというふうに思いました。その延長で地方自治体においても、こども基本法において、市町村版をつくりなさいと、それはそれがこども計画を求められて、現在、南関町こども計画の策定が進んでるという経緯があります。そういう中で、私としても一般質問として、南関町のこども権利条約についての取組を、やっと具体的に質問できる時期になったかということで、今回のテーマに選んだ次第でございます。

早速1番目の「南関町こども計画の作成について」の質問をしています。これはちょうど先日、パブリックコメントが終わって、大体ここへそろそろ発行されるんじゃないかなというふうに思います。これの経緯を見ますと、時期的に第2期の南関町こども子育て支援事業計画が終了して、第3期のちょうど入るところだったんですね、今年が。来年度からその3期の、こども、保育、子育て支援事業計画等、それにプラスしてこども計画が一体化して、南関町こども計画の作成になってるかというふうに理解しております。今作成中の一を見てみると基本理念のところ、今までの第2期の計画の中では、「緑豊かなふるさとを愛し、心と体がたくましく育つまち」という基本理念が掲げられてるんですけども、今回の南関町こども計画には、その前側に、子ども、若者の権利が保障されというのが追加されてるんですね。子ども、若者の権利が保障され、そのあとに今までと同じ緑豊かなふるさとを愛して、子どもと体がたくましく育つまちづくりというふうになってます。そういう面では子どもの権利っていうものが、南関町の中でもしっかりと取り入れられて、それが議論になっているかなというふうに思って、そういう面では安心して見ているところでございます。子どもの基本条例には四つの基本原則というのが書かれて、これはもう皆さんもご存じだと思いますけども、一つは生命線、生存性発達の権利ということで、要は子どもが健全に生きては育っていく権利を、子どもが持つて

よと。二つ目は、子どもを最善の利益を確保する権利、要はいろいろなことを判断するときに、子どもが最善の権利を確保する権利を子どもを持ってるよっていうかね。三つ目が公平の条件で、子どもは生きていくっていうことで差別の問題ですね。四つ目が今回私が結構強く求めたいところなんですけども、意見表明の権利って持ってます。子どもは自分の意見を自由に表明して、それが尊重される権利があるということですね。この四つの基本条例、子ども条例の中で、四つの基本原則というのは、南関町こども計画の中には、どういう形で入ってんですか、というのを最初に質問したいと思います。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） ただいまのご質問にお答えいたします。子どもの権利条約の基本原則であります。「子どもが健全に生き発達する権利、差別をなくし子どもにとって最善の利益を図り、生命や成長を保障し意見を尊重する」の理念に基づきまして、南関町こども計画の第4章、施策の展開に、1、子ども、ライフステージに応じた支援、2、若者の夢が実現できる環境整備、3、希望をかなえる結婚、妊娠出産への支援、4、あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援、5、特に支援が必要な子どもへの支援の随所に取り入れております。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。いろんな分野に施策として取り入れられてるというようなことだと思うんですけども、表現の問題かもしれないんですけども、私もこの質問する前に南関町のこども計画だけではなくて、もとなってる県のこども計画、それから周辺の、特に荒尾、玉名、長洲とか、市町村のものを計画書を一緒に見て比較したんですけども、こどもの権利の四つの原則を、言葉自身もそんなに出てこないといいますが、そういう差を感じたんですけども、これは検討委員会の中でそういったことは議論にならなかったんでしょうか。そのことを二つ目に、質問したいと思います。

○議長（立山秀喜君） 一般質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

—————○—————
休憩 午後3時10分
再開 午後3時20分
—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁のほうをお願いします。福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） はい。先ほどのご質問にお答えいたします。子どもの権利条約の四つの基本原則を踏まえつつ、地域の実情に即した形で計画策定を進めております。そのため、計画の中では表現の条約の文言と一部一致しない部分がありますが、基本的な考え方は取り入れております。また、子ども子育て審議会では計画の内容の説明を行っております。四つの基本原則の取り入れ方が少ないという意見は特に出ておりませんが、計画全体を通じて、子どもの最善の利益を第一に考えるという姿勢は共有されております。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。考え方はしっかり入ってるのかもしれませんが、やっぱり

外に伝わらないといいますか、表現力の差がないかなというふうに思います。せっかく作っても、やっぱり伝わらないと、効果や結果も十分期待できなくなってしまうということで、それで熊本県の計画の中に、子ども向けの冊子っていうのが一緒に付いてるんですよね。大人向けのちゃんとした報告書、計画書もあるんですけども、プラス、子ども向けの冊子がセットになってるね。何でそうしてるのかなというのは、望んでるのが、結局これを何のためやっているのかっていうと、子どもたちの参画を求める、子どもたちを参画させて、子ども計画を達成できたりという、そういう子の考えか、要は理念なり考え方が、外に向けて、ちゃんとこう発信してるし、子どもたちが参加しやすいような、そういう環境を作ってるというところが、ちょっと違うかなっていうことなんで、こういう熊本県の身近なところなんで、ちゃんといろいろコンタクトをしながら、ぜひこういったところを、南関町に取り入れてもらえればなというふうに思います。それからちょっと権利っていうと、何か分かってるような分からないようなイメージが、どうしても我々、私だけかもしれないけど持ってしまうんですけども、権利の反対っていうのは皆さん御存じですかね、権利の反対っていうのは。義務なんですね。ですから、権利があつて義務があるんですから、子どもは権利を持ってるんだったらその権利に対して、大人の義務になってしまうんですね。ですから、権利条約の中に、要は子どもが健全で生きていく育てていくっていう環境、権利を持っているんですけども、それは逆に大人から見ると、子どもが健全に育っていく、そういう権利があるんで、大人としてはそれを整えていく義務があるというですね。権利に対して、それを実現するかは大人が義務を遂行していくというかですね。ですからそういう義務だというような考え方で、その子ども計画の中を作成していけば、また違った感じの仕上がりが出てくるんじゃないかなというふうに思いまして、まずはそのところを確認したいところでした。

次の質問、そういう意味では表現力の違いという観点で見ますと、国が作ってる子ども大綱の中のキャッチフレーズが、すごく適切なものを選んだなというふうに思ってます。それは何かというと、「こどもまんなか社会」という言葉を使ってるんですね、こどもまんなか社会をつくりましょうと。これはすごく、この理念といいますか、子どもの権利の理念をうまく、よく表現してるものだなというふうに思います。こどもまんなか社会っていうと、何か子どもだけというイメージをもしかしたらと取られるかと思うんですけど、そうじゃなくて、子どもが良くなると、親も良くなるし、家族も良くなって地域も良くなって、町も良くなっていくっていう、広がりが生れますよっていう、そういう形の考え方をあらわしているものだというふうに私は感じました。そういうことで、このこどもまんなか社会というのはもちろん御存じだと思いますけども、今、こどもまんなか社会が、南関町に実現するような、ロードマップみたいなものっていうのは何か描かれてますかね。形としてなくても、何か描かれてるようだったら、お聞かせください。お願いします。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） はい。こどもまんなか社会の実現に向けたロードマップについては、具体的な施策を進めていく形となっているため、一つの明確なロードマップとしての作成は、しておりません。こども計画の基本方針に基づき、施策を着実に実施してまいります。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 6 番議員。

○6 番議員（中村正雄君） 分かりました。それじゃ、南関町にすぐ子育て世代の方たちと話す機会があって「南関町の子育て支援はどうですか」というふうに、先般も文教厚生委員会の視察の中で聞いたんですけども、非常にいい評価をしてまして「市町村の中では、子育て支援はトップクラスでよく友達からうらやましがられる」というふうに答えが返ってきました。「どんなところをうらやましがられるんですか」というふうに聞くと、内容的にはほぼ金銭的な支援が多い金額が多いという、そういう評価が回答としては、多いですね。ただこの金銭的な支援というのは今国会でもいろいろと議論されてますし、各党間のやりとり案件にも上げられてきてますし、各自治体においても、この金銭的な支援というのは、競争的に何か進められてるということが現状じゃないかと。ただ、これからはこういった金銭的支援だけではなくて、本当にこう感じる、幸せを感じるですね。要はこどもまんなか社会の理念のように、子どもを中心としては全世代の住民が大切にされてる、そういった支援の仕組みが評価されていく時代に向かっていくんじゃないかな、というふうに思います。南関では今言いましたように、住んでよかったプロジェクトの、特に金銭的な支援が非常に受けてるんですけども、プラス、こうした今お話ししましたように、こどもまんなか社会の理念を実現したまちづくりを、ほかの自治体よりも早く取り組んで、南関町の大きな方針として取り組んでみませんか。町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、町で言いますと、「南関町こども計画」ということで今計画を作っておりますけれども、中村議員が今お話しになりました、国の大綱の中では「こどもまんなか社会」ということで表現されておまして、熊本県は、「こどもまんなか熊本」ということで、そういった表現がなされております。ということで、先週、南関町の審議会のほうでも、もう全体的な案が決まりまして、「南関町こども計画」ということで、もうほぼ決定しとったわけですが、私もその計画を全部見直す中で、国県の動きと、南関町の動きがちょっと、南関町はおとなし過ぎる。ちょっとどこまで子どものことを考えた表現をしているのかなということを、気づきました。ということでありまして、今回の中村議員の質問でもありますけれども、やはり子どもを真ん中に置くっていう、こどもまんなか社会、こどもまんなか熊本、そういったことが必要ということで思いましたものですから、南関町こども計画を南関町こどもまんなか計画、ということで、子どもを真ん中に置いた計画に変えられないかということで、審議会の委員長に、私もその夜、議会が終わった日に電話しました。「やはり子どものことを、皆さんが考えて、真ん中で育てていくということで、そういった表現ではどうですか」と言ったら、委員長も大賛成でしたので、「南関町こども計画」を「南関町こどもまんなか計画」に変更していただくことになりそうです。ということでありますので、皆さんが何か関心を持ってもらうような計画にしたいと思えますし、内容自体もほぼ決まっておりますけれども、やはりこれからも皆さんが望まれるような計画にしていかなければなりませんし、私が一つ考えているのは先ほどの山口議員のご質問でもありました、うから館今度が名称「u k a r a」になりますけれども、u k a r a をこどもまんなか計画、それも生かしますけど、子ども若者も含めたまんなか計画というような形での、そういったいろんな方が集まって、そこを拠点としてまちづく

りができないかというふうにも考えておりますし、将来的には子ども若者、そして全世代の方がそこで真ん中に位置するようなまちづくりをするのがu k a r aだと思ってます。ですので、そういったことができるようなu k a r aにしたいと思いますし、全世代の方が自分が町の真ん中にいるんだという意識を持ってもらえるような計画に、そういったものができればなと思っていますところであります。以上です。

○議長（立山秀喜君） 6 番議員。

○6 番議員（中村正雄君） はい。頼もしい見解をいただきましてありがとうございます。ぜひそういう形で進んで、表現力というのはやっぱり重要だと思うんですね。それによってかなり人ってというのは動きますので、今みたいに特に、町長がこの真ん中社会をつくるんだということを表現されることによって、町内だけじゃなくて、全国にも発信できるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ進めてもらいたいなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。次はちょっと教育のほうの話を、教育長のほうにしたいと思えますけども、さっきも言いましたとおり、子どもの権利条約というのは、1994年に日本の子ども計画ができて、28年間の空白が国内の中にあったというのは非常にロスだと思います。これって丁度合わせると、社会的にもよく失われた30年ということと言われるんですけども、この時期と一致するっていうのもね。子ども権利を遵守していくと、どんなことが起きるかという、結局子どもは今まで守られる存在であったから、ちゃんと自分で考えて、社会に参加する主体的なものが生まれてくるというのが大きな特徴になるかと思いますね。ですから、そういう面では、子どもたちが家庭や学校の中で、自分たちの意見が言いやすい環境になっています。自分で考えて、主体的に動く、そして自分の意見を言いやすくなると思います。ですから、そうすると教育の在り方も今まではどちらか一方通行の教育だったと思うんですけども、子ども一人一人が自分らしく学べる制度っていうものも、また整えられていく形になるかと思います。自主的に考えて、主体的に考えて自分の意見を言うというのは、まさしく今の教育界がまず目指してる姿じゃないかと思うんですね。ですから、今ちょうど町立学校の在り方を委員会で議論されてますけども、統廃合の議論ももちろんあるけど、そういった形だけの問題を議論するじゃなくて、これからの時代に合った人材とは、あるいは南関町の子どもたちがどういう形のものを望むかという、子どもたちが望むか、大人たちがこうあったほうがいいんじゃないかということだけじゃなくて、南関町の子どもたちがどういう環境を望むんだっていう観点で議論をしていただきたいということで、その辺の、もちろんやれやられると思いますが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（永杉尚久君） はい、中村議員の学校の在り方検討会の議論の内容や方向性についてのお答えをいたします。これまでに在り方検討委員会は2回の会合を開いております。その中で、三つの部会を設けて次のようなテーマを設定して、議論を進めていただいております。第1部会は、豊かな心と確かな学力を身につけ、心身ともにたくましい子どもたちの将来像について、第2部会が南関町町立小学校の適正規模、適正配置について、南関町学校教育の特質を活かした小中連携の教育について、第3部会が地域における小学校の役割についてということで、中村議員お尋ねのこれからの時代に合った人材や子どもたちが望む環境づくり等について

は、主に第1部会で議論いただくようにしております。そして議論の内容については、全ての委員で共有し、次の会議に臨む流れで進めています。また、子どもたちの意見を取り入れる運営も、第1回目の会合で委員の方から提案がありましたので、以前取りましたアンケートも含めて、随時行って参りたいというふうに考えております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。いや、ちゃんと子どもたちの意見を取り入れた運営をされてるということで、ちょっと安心しました。ぜひこちらの委員会も、こどもまんなか社会という観点で進んでもらいたいなというふうに思います。そういう面でちょっと1点、提案をさせていただきたいんですけども、今教育長がずっと出されてる教育長だよりの2月号ですか、これも見させていだきましたけども、今答弁ありましたとおり、第2回の学校の在り方検討委員会の様子がちゃんと掲載されてましたんで、読むとよく分かりました。提案というのは、この内容をできましたら、子ども向けの冊子として、委員会の中で大人向けは、教育長だよりでよろしいかと思うんですけども、子ども向けのものを、委員会が子ども協議会か何かですね、そういったものを委員会終了後ごとに発行されて、プラス、それを読んだ子どもたちが、自分たちの意見が出せるようなものもセットになって、そういったことをやられると、それこそ子どもたちも一緒になって自分たちの学校の在り方っていうのが、大人と一緒に考えていけるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺りはいかが思われるでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（永杉尚久君） はい、ご提案ありがとうございます。情報発信はとても大切なことだというふうに捉えております。子どもたち向けに分かりやすく説明をするということは、大人の方にも分かりやすいというふうに思いますので、実施できる方向で検討したいというふうに思います。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい、ありがとうございます。ぜひ実現するのを楽しみにしております。

ちょっとここから、進め方についての質問をしていきたいというふうに思います。計画書を見ますと、基本理念があって基本方針があって、下に施策の展開っていうふうに構成としてはなってるんですけども、この施策の展開の中で今後の方向性っていうのはあるんですけども、具体的な施策っていうのがないのはどうしてなのでしょう、という質問なんですけど。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） はい。計画の中で示しております今後の方向性は、広い意味では施策の一つと考えております。しかし、現時点では具体的な内容や実施方向が確定していないものも含まれておりますため、施策として明記するのではなく今後の方向性として表記しております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい、別にあるんでしたら、やっぱりちゃんと外に見えるように書いてもらいたいですし、長い先を確定的に明記するのは難しいのであれば、見えるところ、直近の1か月、1年間でもいいんで年間計画みたいなものを作っていただきたいなというふうに

思いますし、できればこちらも、子ども向けのを一緒に発行していただければ、またこども計画、南関町まんなかこども計画の中にも、子どもたちがまた関心を寄せてくるんじゃないかなというふうに思いますので、検討をお願いしたいと思います。

それともう1点は、こども計画書を読ませていただくと、前の期の第2期の計画書の結果、要は、PDCAの前の結果がどうで、それで第3期を作りましたと、プラスこども計画が載ってますよってというような形になるのが、通常の形かなというふうに思ったんですけども、今回はそのPDCAの結果が載ってないのは何か理由があったんでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） はい。第2期計画の実施状況を踏まえた上で、今回の計画をたいてい進めております。詳細な検証結果を個別に記載はしておりません。ただし、第2期計画での取組の中で、継続すべきもの、新たに強化すべきものを整理しており、それを今回の計画内容に反映しております。次の計画では、PDCAの結果が記載できるよう工夫をしてみたいです。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。次の計画でぜひお願いいたしますし、これはパブリックコメントもちょっと読ませてもらったんですけども、パブリックコメントの中でもやっぱり町民の方から同じような指摘をされて、やっぱり町民の方もPDCAでどうやってこういった期が変わることに、いい方向に進んでいくかっていうのは、非常に興味持って見られてますし、我々も、そういう関心を持っていますので、ぜひこういった2期3期4期と繰り返していくものについては、PDCAをしっかり回せられてると思うんですけども、それが読む人にちゃんと伝えるような形で表現をし、表現力を上げてもらいたいなというふうに思います。

こども計画についてはこれが最後ですけども、先ほどの、今のこども計画、年間計画が、やはり追加でもいいですから、見えるようにしていきたいということと、子どもの意見がちゃんと取り入れられるような、そういった仕組みをつくっていただきたいということで、子どもたちも急に言われて慣れてないんで、最初は余り、ちょっと内容的にプワーな内容が上がってくるかと思いますが、だんだんと続けていくうちに、またちゃんと自分の意見がちゃんと聞き入れられて反映されてるなど。実現しなくても、大人たちがちゃんと検討してくれてるなということが見えることによって、だんだんと表現力もうまくなっていくというふうになりますので、やっぱり南関町としては子どもたちを、発言力のある南関町の子どもたちに育ててあげるといっても、これからの社会で非常に重要なことだと思いますので、そういう観点で、このこども計画も進んでいってきております。それと先ほど町長が言った本当の意味でもこどもまんなか中社会が、南関町で実現してくれればいいと思いますし、そうすれば子どもが変わって、家庭が変わり学校地域が変わっていくと、そのスタートとしてこの南関町こども計画を進めていただく。この本計画は、所管の課が複数関わられていますので、そのあたりの一丸となって、ぜひ期待に沿うような、リードをしていただきたいというふうに思います。

次に2番目のいじめの項目について移りたいと思います。まず、いじめの認知件数について、先ほど答弁でありましたけども熊本県のこどもまんなか、熊本の実施計画の中に、令和4年度におけるいじめの件数、これは小、中、高、特殊支援学校も含めてなんですけども、いじめの

認知件数が1,000人当たり、要は3.11%で全国平均が5.33%ということで、熊本県の計画表の中に載っていました。これを南関町の生徒数に換算すると、小学生が370名ですか、これで1,170名で計算すると、県の計算からいうと12人なんですね。小学校で12人、全国の5.33%であると。全国平均で20人ですね。それから県平均で小学校で12人、全国で20人、こんな大くないじめの件数が認知されて、中学校も県で6人、全国で9人ということですね。ですから、先ほど答弁の中では大体、小学校で4、5人ぐらいでしたっけね。中学校で1人ぐらいの数字だったんですけども、県平均、国平均に比べてかなり少ない。これは取りようがあると思うんですけど、この数字が南関町は非常にいい環境にあるか、あるからこんなに少ないんだというとり方もありますし、実際の捕捉率が低いんじゃないかという、両方の取り方があるんで、それはどっちかっていうことは判定できないんで、両方を頭に入れたら、対策というのを進めていくべきじゃないかなというふうに思います。でも現実的には、いじめっていうのはSNSも含めて子ども間の中で静かにどんどん広がっていくというふうに言われてますので、どんどん発見が厳しい状態になっていくんじゃないかなというふうに思います。それで、南関町の学校、先ほど答弁の中でもいろいろな対策とかをやられているという答弁でしたし、私どもも学校に研究発表のときに実際に中に入って、学級の中にもクラスの中に入るんですけども、やっぱり結構、一人一委員に整備しようとか、そういう自己肯定感を上げるような形のものとか、いろんな取組があったり、ポスターもあったり、しっかりと取組はされてるんじゃないかというのは確かに感じます。ただ、これは南関町だけじゃなくて、全国の学校が取り組んでいるんだけど、なかなか減少していかない。見えないところで増えていくんじゃないかなというふうに思いますので、今までいろんな議論をされたかと思いますが、またちょっと新しい視点、視線で、何か対策というものを考えられてもいいんじゃないかなと。それが今回のテーマの、子どもの権利という意味で、いじめ対策も1回、検討されていかれたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。これも提案になってしまうんですけども、結局いじめを受けてる子どもが、受けてる最中にどう思うかなんですよ。実際、いじめられたという体験をされた方は多分少ないと思うんですけども、実際にいじめを受けた子どもたちが、どう考えてるかという、もう何しろこの場から離れたい、一刻も早く離れたいという気持ちがあるし、いじめが終わったとしても、またいついじめに遭うのかっていう、本当にもうびくびく状態だと思うんですよ。そういう子どもたちの気持ち、要はまた子どもの権利を守るという意味では、ある意味で、これ提案なんですけども、逃げ場をつくってあげたほうがいいんじゃないかなと。そういうのも一つの手ではないかなというふうに思いますね。もう理由が、言わなくても、例えば具体的には、本人の希望があれば、もうクラス替えをしてあげると。ただ、複数クラスがない場合がありますので、そういうときは、ほかの学校に、南関の場合だったら小学校だったら4校あるんで、ほかの学校に移してあげるとか、あるいはそれがなければ、もうフリースクールに移してあげるとか、まずはなんかそういった逃げ場をつくってあげるっていうのも、それも子どもの権利っていうものを、重視した対応の仕方の一つじゃないかなというふうに思いますので、そういったことを、もう検討の中に、ぜひ子どもの権利という意味で議論していただければなというふうに思います。

それと、実際先ほど言いましたとおり、子どもたちにいじめに遭った子どもたちだけではな

くて、普通の子どもたち全員に、自分たちがいじめに遭った場合にはどうしてもらいたいかっていうことも、グループ討議でもいいと思うんですけど、そういうことを実際にあったことを想定して、どんな気持ちになるんだと、子どもとしてどんなことを大人にしてもらおうことにしてもらいたいんだっていう、そういう声を上げるっていうことを、普段からやってると。実際にいじめに遭ったときに、やっぱり声が出しやすくなるし、いじめじゃなくても、「先生、ちょっとクラス替えてよ」という、「校長先生変えてよ」というふうなことも、言えるようになるかと思しますので、そういった子どもたちが声を上げやすいようなことを普段から、クラスの討議の中とか、そういったこともやってもらえば、子どもたちの逃げ場が出来上がるんじゃないかと思うんですけど、こんな考え方はどうでしょう。教育長、何かご意見を。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（永杉尚久君） ご提案ありがとうございます。学校でいじめに対応する場合、いじめに遭っている子どもたちにしっかりと寄り添うということを、第一に考えて対応をお願いしておりますが、それが十分でない場合も今まで見られております。まずそこを一番に、学校職員、全委員会も含めて、共通認識で対応していきたいと思っています。あわせて、やはりいじめに遭わない、学級や学校をつくるために、今おっしゃったようなこともあったときにはどうするか、合わないためにどうするかというような、子どもたち、先生方が、一方的に指導するだけではなくて、子どもたちの声の中で、それを生かしながら作り上げていくシステムとか、学級づくりをお願いするように、今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） そうですね。いじめってのは駄目だよっていうことじゃなくて、もういじめっていうのは起こるもんだというのを前提に、そのときに子どもたちはどうするんだと。いじめに遭った本人はどうしたらいいのかってのはみんなで話しするし、いじめを見てる子どもたちもどうしたらいいのかというようなことを、もういじめの現場を再現してあげるほうが、逆に子どもたちというのは何か対応しやすい、大人はどうしても防災を、抑えようと、起きないようにって言うてするんですけども、起きるのを前提に、声が上げやすいような、そういう環境も、ぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

では次に不登校ですけども、この件数も熊本県の数字が載ってまして、これは小学校と中学校と合わせて、1,000人当たり336人の、%でいうと3.67%、国が3.17%で、ほぼ国と県が一緒ですね。それで南関町はどのくらいの不登校数になってますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） ただいまのご質問にお答えいたします。本町での不登校児童生徒につきましては、令和3年度が小学校4名、中学校21名の合計25名、令和4年度が小学校4名、中学生22名の合計26名、令和5年度が小学生7名、中学生19名の合計26名、本年度につきましては、1月現在でございますが、小学生4名、中学生19名の合計23名となっております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい、ありがとうございます。分かりました。大体、先ほどのパーセントですね、さっきと同じように、南関町の生徒数で計算すると、県20人、全国で17人と

ということなんでね、今の答弁だと大体25、6件だったと思いますけども、ちょっと南関のほうが多いという数字ですね。これは捕捉率というよりはもう本当に実数ですので、やっぱりちゃんと多いていう、不登校率がですね。県平均、全国平均よりも多いという形になりますね。不登校あったら、フリースクールがあるんですけども、日本のフリースクールは、子どもの権利条約の観点から見ると、子どもが自分らしく成長して意見を反映できる学びとして、いい位置付けで評価されてます。ただ、全ての生徒が全部フリースクールでいいかというのと、そうではないというふうなことで、やっぱりフリースクールに合ってる子どももあるし、通常の学校が適してる子どももあるので、どこがいいというのはやっぱり一概に言えていないし、大切なのは子ども一人一人のニーズや背景に合わせた選択肢があるということが、子ども条約の中では非常に重要な観点じゃないかなというふうに、そういう面では多彩な、環境教育環境が準備されるというのがいいかと思います。それでちょっとお聞きしたいのが、先ほどの26名の不登校になった子どもたちは、どこに今いるのかということで、一つは学校の中で居場所がありますよね。指定された場所とか保育所とか図書館とか、要は学校の中にいる割合と、それからフリースクールに通ってる割合と、あとは家庭で引きこもりみたいな形で家庭と、その三つあると思うんですけども、何かこういう把握はされてますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 令和6年度の数値でございますけども、校内が44%、フリースクールが13%、家庭43%となっております。出席扱いについてはフリースクールへの通所は出席といたしております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい結構、校内と家庭が、多いんですねフリースクールは出席扱いになっているということですね。はい、分かりました。ちょっと近くにもフリースクールがあるんで、そこに行ったときに聞いた話なんですけども、そのフリースクールが開設するときに、通う子どもさんたちに出席扱いになるように、各市町村にまた、依頼というんですかね、お尋ねしたところ、南関町がなかなか出席扱いにならなかったというふうに、ほかの市町村は結構早くすぐに出席扱いしますよ、っていうふうに言われたんですけど、南関町はなかなか返事が来なかったっていうことなんですけど、この辺がどうしてそれがそういうふうになったかって、何かお聞きになられてますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 文部科学省から出されました指針をもとに、フリースクールでの学習内容、指導者の有無、教員免許資格、また、学校との連携の在り方などをそれぞれのフリースクールごとに訪問をして聞き取りをしております。また、近隣の市町の情報を収集するなど、慎重に検討した結果、出席扱いの判断をしているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。しっかり、検討された結果、ちゃんと出席扱いをしてもいいなという形になったということですね。この不登校についても、子ども権利条約の基本条例にも四つとも全て該当してるんですけども、冒頭の答弁にもありましたけど、多様性の時代なので、子ども一人一人のニーズ背景に合わせた選択肢が必要だということで、単にこの学校に引

き戻すだけではなくて、やっぱりいろんな選択肢を用意して、全ての子どもたちに合った、最良の学びの環境を作っていくということが大人の義務ではないかと思います。そういう選択肢を増やすっていう意味で、今進んでる町立学校の在り方の中で、この子どもたちが学校の中で自分の居場所なり、自分の学ぶ方法、そういったものを選択できるような方法っていうものも含めて、検討というのは何かされてるんでしょうか。あるいは、こうしていきたいとかいう、何か教育長の考えがありましたらお聞かせください。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（永杉尚久君） お答えします。在り方検討委員会の中では、将来の南関町にふさわしい教育の内容について議論を重ねていただいておりますので、教育の制度や教育課程等について、不登校の子どもたちも、もう生き生きと学べるような環境づくり等も視点として議論の対象になっております。

○議長（立山秀喜君） 6 番議員。

○6 番議員（中村正雄君） はい。そういう面では、私は学校の中にフリースクールもあってもいいんじゃないかと。クラスとして何クラスがあるとして、一つだけ支援の学級ありますけども、それと同じようにフリースクールもあっていいなと、フリースクールで学びたいっていう子どもがいれば、そちらに行けばいいかというふうに思いますし、そうすると、フリースクールは費用がかかるんですね。費用がかかるんで、私立の小学校とか私立の中学校というのはあるんですけど、あっちとはちょっと違う意味なんで、フリースクールというのはどうしても公立のところにはいけないんで何とかここで居場所をつくってるっていう意味なんで、できればその公立の中にフリースクールというのを設けてもらったほうがいいと思いますし、今すぐできないかと思いますが、市町村によっては、フリースクールに通う子どもたちに、学費の支援をしてるところもあるんですね。それも一つの支援の方法かと思うんですけどもこのフリースクールに通う子どもたちの学費に支援というのは何か考えられてますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（永杉尚久君） そのお尋ねに関しましては、まず12月の議会のときに福山議員からお尋ねがあつてお答えをしております。国の検討の状況を鑑みながら、研究してまいりたいというふうに思っているところです。私たちも東京や福岡あたりでこういう支援をされているというのを情報を持っておりますので、そういう先進的に取り組んでる自治体の研究をしながら、今後の支援の方向性を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（立山秀喜君） 6 番議員。

○6 番議員（中村正雄君） はい。ぜひ、いい方向に進むようにまたいろんな点を、議論、調査研究をしてもらいたいなというふうに思います。

次は、4、子どもの貧困についてお尋ねします。これもまずは件数の話ですけども、熊本県の数値を見ると、貧困の状態にある子育て家族の割合は13.3%、特にひとり親家族は40.9%と非常に高い数字が出てますけども、南関町の子育て世代、子育て家族の中で貧困率、貧困状態にある家族の割合とか、ひとり親家族の貧困状態の割合というのは捉えられてますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） 南関町における貧困についての具体的な割合を示す明確な統計は、現在のところございません。令和５年度において、熊本県からの依頼により実施しております、子どもの生活に関する実態調査では、中学２年生と小学５年生とその保護者に対して調査を行っております。調査対象は１２５件に対し、保護者の回答率は４９．６％で母数が少ないため、町としての貧困の割合を示すのは難しいと考えるところです。ただし、子どもの貧困は重要な課題であり、ひとり親家庭の貧困率は高いと認識しております。生活状況や支援の必要性については、引き続き実態の把握に努め、支援を行ってまいります。

○議長（立山秀喜君） ６番議員。

○６番議員（中村正雄君） 数字としては出てないということですね。先ほど答弁の中でも、貧困世代に対して非常に手厚い支援をいろいろとやられていますけども、この数字、町の割合取り入れられてないんでしたら、県の数値を参考にして、子育て世代で全体で１３．３％、特にひとり親は４０．１％あるという、その数値を鑑みてね、今自分たち、南関町としてこういう支援をやっているのは、例えばひとり親家庭に４０％までその支援が届いているのかなっていう観点で、せっかく県の数字が出てるんですから、今やられているひとり親に対しての比率がもっと低い数字であれば、本来もっとあるかもしれないっていう観点で、やっぱりこの数字をうまく使って、より隠れているという表現は余りよくないかもしれないんですけども、届いてないというのが表現がいいですかね。届いてない貧困層にちゃんと届くような、そのためにこの数字というものを一つの使われていったらいいかなというふうに思います。

もう一つは、先ほどの支援の中でもいろんな支援が答弁の中でされたんですけども、特にもう出産前から今回のこども課でしたっけ。ごめんなさい、名前忘れました。そこが妊娠時からずっとその家庭に寄り添っていくという支援をやっていくというのが、今回の一番の特徴だと思うんですけども、その中で途切れない時代ですね、もちろん、子育ての親の方たちの意見、あるいはそれに適うような支援をやられてると思うんですけども、続いている中で子どもの声というのは、何かこう、実際には難しいかと思えますけども、子どもが話せるようになったとき、子どもの声っていうのを聞くような仕組みというのはこの途切れない支援の中で、何か組み込まれておりますですか。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） はい。母子手帳の交付から、家庭訪問、赤ちゃん教室、乳児健診、巡回相談等で面談を行い、状況を把握し適切なサービス関係機関へとつないでおります。家庭センターの相談業務の中で扱う案件の中では、保護者と面談すると同様、子どもにも面談する機会を設けており、子どもの最善の利益を最優先に考えながら支援に努めております。

○議長（立山秀喜君） ６番議員。

○６番議員（中村正雄君） はい。機会を設けられてるということなので、ぜひ、これももちろん親の意見も必要ですし、同時にそういった子どもたちが本当に貧困状態の中で、親が受ける思いと、また子どもが受ける思いというのはまた違うかもしれないんで、親がしてもらいたいことももちろん大切なんですけども、子どもがしてもらいたいことが、もしかしたら隠れてるかもしれないんで、そこも含めてやっぱりちゃんと貧困の子どもたちがどんなことをしてもらいたいかっていうところを、ぜひそういう機会を設けて、先ほど言いました、最良最善の利益と

最優先で考える支援、子どもを最優先で考えるようなそういった支援も、ぜひ続けてもらいたいというふうに思います。

最後に、虐待、自殺の件ですけども、こちらは先ほどの答弁で、子どもたちの自殺は南関町はないという答弁でしたけども、県の資料を見ますと、令和5年に10歳から19歳の子ども若者は、9人自殺をしていますね。10歳から30歳のほうの年代の死亡率の一番多いのは自殺になってるということで、南関町は幸い、そういう事出ていませんけども、社会全体としては、そういう風潮になっていくということなので、そういった対策もしっかりやっていかなければならないというふうに思います。その前に虐待相談件数も県として載ってまして、2,739件、というふうに載ってますね。これは南関町で虐待件数というのは何か、自殺はなかったという答弁あったんですけど、虐待件数の相談件数というのは、何か把握されてますか。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） 児童虐待相談の対応件数は、南関町要保護児童対策地域協議会、略して要対協と申します。児童虐待もしくは児童虐待に類似する案件として、町が把握し、関係機関と連携しながら支援を行っております。登録児童数は、令和4年度が23件、令和5年度が25件、令和6年度が24件となっております。この件数は3人兄弟であれば3件とカウントいたしますので、世帯で申し上げますと、令和4年度が14世帯、令和5年度14世帯、令和6年度が今日現在で13世帯でございます。子どものいる前で夫婦げんかをする、面前DVの割合が一番高く、心理的虐待に当たるものでございます。また、身体的虐待は3年ほど報告をされておられません。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい、やっぱ県の件数から見ると少ない傾向にありますね。これもいいととるのか、声が届いてない、あるいは相談が来てないととるのか、両方の判断のしようがあるんで両方にらんで、より相談しやすいような環境も、ぜひ、作っていただきたいと思いますし、特に子どもたちがなかなか大人に相談するのってというのは難しいと思いますので、子どもが相談しやすいような、また先ほど子育て支援の途切れない寄り添う支援の中で、1回じゃなくて何回もこうあつてると、いろいろちょっとしたことも話しやすいと思いますので、小さいときから、まだ話せないときから会ってる人を、定期的にずっと会っていると、だんだんと話しやすくなるんでそういう環境づくりといいますか、子どもたちが声を上げやすいような環境作りも、途切れない支援の中で、制度として何か作っていただきたいなと、いうふうに思います。

最後ですけども、子どもの権利についていろいろと、南関町でも、こども計画がスタートしてるんで、その中で始めるに当たってということで、子どもの権利についていろいろと質問させていただきましたけども、町長がぜひ、こどもまんなか社会を、南関でも実現していくというふうに宣言されましたんで、非常に心強く思いました。南関町こども計画の基本計画の最後のほうに、住民とともに未来をつくるっていうのがありました。ちゃんと書いてありました。

「子ども、若者こそ、子育て当事者、それから関係者の視点に立って、なかなか声が上げられない人、弱き声もしくは小さき声を含め、しっかりと耳を傾け、住民とともに未来をつくっていけるように努めます」と書いておりますので、ぜひこの精神を。気持ちを持って、取り組ん

でいってください。これで終わります。

○議長（立山秀喜君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日4日は午前10時に本会議場にご参集ください。

これにて散会します。

起立。礼。

—————○—————

散会 午後4時16分